

新宿区

一般廃棄物処理基本計画

〈平成25年度改定版〉

— 資源循環型社会の構築を目指して —

**ごみ半減、リサイクル倍増に
チャレンジ**

平成25年2月
新宿区

持続可能な環境都市・新宿を目指して チャレンジ目標「ごみ半減・リサイクル倍増」を実現しましょう

新宿区では、積極的にごみ減量と資源化に取り組むため、新宿区基本構想や総合計画と整合を図り、平成 20 年度からの 10 年間で展望して平成 20 年 3 月に「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

計画策定から 5 年が経過し、サーマルリサイクルの本格実施や容器包装プラスチックの分別収集など、様々な施策が実行されてきたなかで、新宿区のごみ収集量は平成 17 年度の年間約 9 万 6 千トンから 23 年度は約 7 万 7 千トンへと、約 20%削減され、また、資源化率は、平成 17 年度の 17.4%から 23 年度は 21.1%へと、約 4%向上しました。しかしながら、計画で掲げられた「ごみ半減・リサイクル倍増」のチャレンジ目標にはまだ達していません。

今回の改定では、基本構想・総合計画が掲げるまちづくりの基本目標「持続可能な都市と環境を創造するまち」を目指して、今後、一層のごみ減量・リサイクルの推進をするために、本計画策定時の基本的な考え方や、「ごみ半減・リサイクル倍増」というチャレンジ目標を継承していくこととしました。そして、第二次環境基本計画の基本目標の一つにある「資源循環型の社会を構築します」を踏まえ、「ごみ発生抑制によるスリムな社会」「資源回収の拡充による循環する社会」「適正なごみ処理を行う社会」「区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会」の 4 つの柱の下に、「ごみ半減・リサイクル倍増」のチャレンジ目標を達成するための、具体的な取り組みを示しています。

この計画の改定にあたっては、新宿区リサイクル清掃審議会の委員の方々からの貴重なご意見を参考とさせていただきます。ここに厚く御礼申し上げます。

今後とも、「ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す」「環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する」を基本理念に、持続可能な環境都市・新宿を目指し、『“みんなで取り組むチャレンジ目標”～ごみ半減、リサイクル倍増～』を区民・事業者・区が連携・協働して、更なるごみ減量・リサイクルの取り組みを積極的に進めることで実現していきましょう。

引き続き、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 25 年 2 月



新宿区長

中山 弘子

新宿区一般廃棄物処理基本計画

〈平成 25 年度改定版〉

概要

資源循環型社会の構築を目指して

みんなで取り組むチャレンジ目標

ごみ半減、リサイクル倍増にチャレンジ

〈平成 29 年度までに区収集ごみ量の対 17 年度比 50%減、資源化率 35%へ〉

ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す

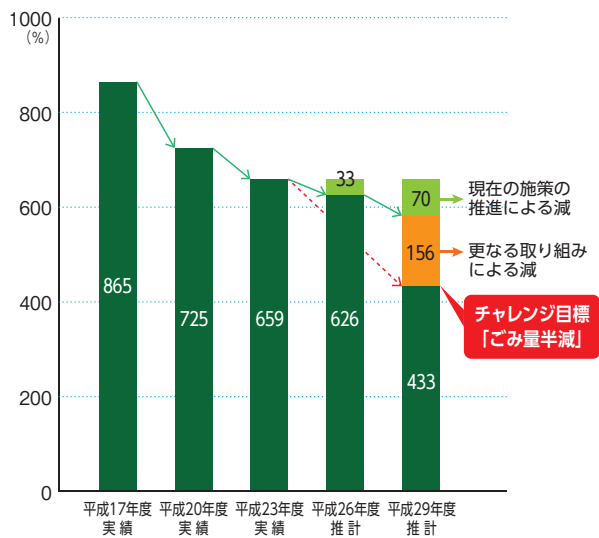
新宿区基本構想・総合計画では、区の基本目標の一つとして「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。また、新宿区第二次環境基本計画の中でも、目指すべき環境都市像を「地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となつてつくる持続可能な環境都市・新宿」とし、それを実現するための基本目標の一つとして「資源循環型の社会を構築します」と掲げています。

新宿区のまちづくりの目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。そのためには、限りある資源を効果的に利用するための、持続可能な資源循環型社会の構築が必要です。環境負荷を抑えるためには、ごみの発生抑制（リデュース Reduce）、再利用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の 3R の中でも、ごみの発生抑制が最も重要です。

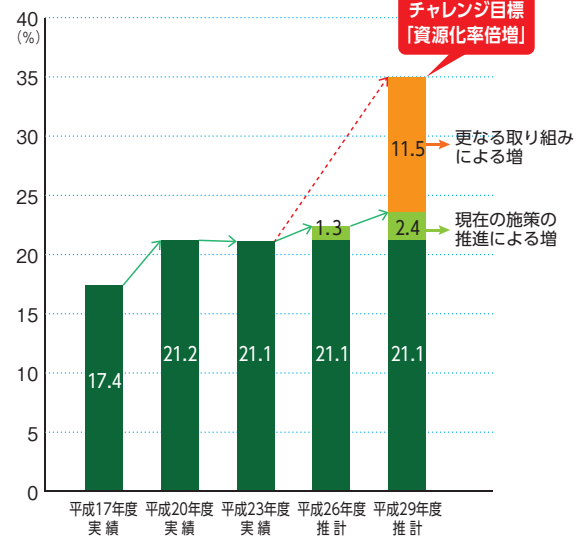
環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する

清掃事業、資源回収事業は、収集車両の運行や清掃工場の稼働等、環境への負荷を発生させる側面も持っています。また、これらの事業の運営には、多大な経費を要します。事業実施にあたっては、環境への配慮を徹底するとともに、効率的な事業運営を追及していかなければなりません。その際には、ごみの処理や資源化に要する経費などの適正で公平な負担のあり方の検討も必要です。

■ ごみ量の推計



■ 資源化率の推計



みんなで取り組む
チャレンジ目標

ごみ半減、リサイクル倍増

基本的な考え方

現状から見た課題

4つの柱と主な取り組み

チャレンジ目標達成のために

ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す

環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する

家庭ごみの分別の徹底

- 一人1日当たりごみ量は減少しているものの、平成23年度に実施した家庭ごみの排出実態調査では、燃やすごみで排出された中の27.9%に、金属・陶器・ガラスごみで排出された中の28.6%に資源が含まれているという結果になりました。ごみ減量・資源化率向上のためには、今まで以上にごみの適正な分別の徹底が必要です。
- 燃やすごみの約35%を占める生ごみを減量するための対策が重要です。

資源化率の伸び悩み

- 平成20年4月からの資源・ごみの新分別の実施に伴い、平成20年度には、資源化率が大きく向上しました。しかしながら、その後は21%弱で推移しています。新たな資源回収を検討し、現在はごみとして排出されている物からも資源を回収していくことで、資源化率の向上を目指す必要があります。

事業系ごみ減量と資源化の推進

- 延べ床面積3,000㎡以上の大規模事業者には、長年にわたり排出指導を行っており、ごみ減量及びリサイクル推進への取り組みは、進んでいます。平成24年度からは、再利用計画書の提出を延べ床面積1,000㎡以上の事業者にも拡大しました。今後は中・小規模事業者についても、ごみ減量及びリサイクル推進に向けた取り組みについての排出指導が重要となります。
- 事業系ごみは自己処理責任の観点から、民間の廃棄物処理業者への移行を推進する必要があります。

1 1 ごみ発生抑制によるスリムな社会

ごみの発生抑制の推進

- ごみ減量への取り組み
燃やすごみの約35%を占める生ごみは、その80%以上が水分であるため、家庭から排出される生ごみの水分を減らすための対策を推進していきます。
- 消費行動に係わるごみ発生抑制の推進
マイバッグ・マイボトルの持参や簡易包装用品の購入、サイダーやビールびん等のリターナブルびんの利用や詰め替え商品の活用など、ごみ発生抑制に向けた区民及び事業者の意識の喚起に努めます。

2 2 資源回収の拡充による循環する社会

資源集団回収の充実

地域団体による資源集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なく、区からの報奨金が地域団体の活動支援金となる点で優れた手法であり、地域コミュニティの活性化に役立っています。現在、区では資源集団回収を推進するため、実施団体に向けて報奨金や物品の支給の支援を行っており、広報等により資源集団回収の周知を充実させ、町会・マンション管理組合等へ新規登録を働きかけていきます。また、他の自治体の状況も参考にしながら、資源集団回収の充実・強化について検討していきます。

新たな資源回収の検討

資源化率向上を目指し、金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみからの新たな資源の回収を検討します。平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、効果的な資源の回収を検討します。

3 3 適正なごみ処理を行う社会

ごみの適正な分別の徹底

区民に対しては、十分な情報の浸透と協力の喚起が不可欠であり、区を挙げての周知活動を行います。区内で生活する多くの外国人にも資源やごみの分別排出ルールを浸透させるために、「資源・ごみの正しい分け方・出し方」パンフレット等主なチラシについては、日本語版の外に中国語版、ハングル版、英語版を作成し、周知を図ります。

事業用大規模建築物への指導

平成24年度から、再利用計画書の提出を延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物から1,000㎡以上に拡大したことで、23年度比で約1,300件増の1,980件の事業者を把握しています。この計画書に基づき立ち入り指導を行うとともに、適正分別の徹底及びリサイクル率の向上を指導していきます。

4 4 区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会

- 区民の役割**
 - 生活スタイルの見直し
 - 資源・ごみの適切な排出
- 事業者の役割**
 - ごみの発生抑制を考えた商品の生産・販売
 - 事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・資源化の推進
- 区の役割**
 - 拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

平成23年度実績で、一人1日当たりのごみ量は**659g**、資源化率は**21.1%**でした。平成23年度に実施した家庭ごみの排出実態調査では、燃やすごみの約35%は生ごみです。また、燃やすごみで排出された中の27.9%に、金属・陶器・ガラスごみで排出された中の28.6%に資源対象物が含まれているという結果になりました。

生ごみを減量!!

今より生ごみを約30%減らす

- 生ごみを乾燥させたり水分を絞る **30g 減**
- 野菜の皮や茎も食べる工夫をする **35g 減**

新たな資源回収の検討

- 金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみから新たな資源を回収する
- 使用済小型電子機器を回収する **3g 減**

ごみを正しく分別!!

- ごみの中に混入している資源対象物の約50%を正しく分別して、資源として回収する **88g 減**
(例えば、ティッシュの箱3箱分)

現在の施策の推進によるごみ量の減

70g 減

目標達成

一人1日当たりごみ量 **433g**
資源化率 **35%**

新宿区は新たな資源の回収等を含めた更なる取り組みで、チャレンジ目標を達成していきます!

新宿区一般廃棄物処理基本計画

《平成25年度改定版》

目 次

第1章 基本計画の趣旨 1

1. 計画の趣旨	1
(1)根拠法令等	1
(2)他の行政計画等との関係	1
(3)計画期間	1
2. 計画改定の背景	3
3. 新宿区を行う清掃事業	4

第2章 ごみ処理及び資源回収の現状 5

1. 区民・事業者の現況	5
(1)区民の現況	5
(2)事業者の現況	7
2. ごみ・資源の処理の流れ	8
(1)ごみ・資源の処理の流れ図	8
(2)収集・運搬	9
(3)ごみの中間処理	11
(4)ごみの最終処分	12
(5)資源の処理	13
3. ごみ処理・資源回収の現況	14
(1)区が収集するごみの現況	14
(2)一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況	18
(3)区が回収する資源及び資源集団回収の現況	19
(4)事業者が行う再利用の現況	21
(5)リサイクル清掃事業にかかる経費	22
(6)ごみの処理にかかる経費	23

第3章 施策の進捗状況と課題 24

1. 施策の進捗状況	24
2. 現状から見た課題	27
(1)家庭ごみの分別の徹底	27
(2)資源化率の伸び悩み	27
(3)事業系ごみの減量と資源化の推進	27
3. チャレンジ目標の達成度	28
(1)ごみ量と資源化率の推計	28

第4章 これからのリサイクル清掃施策の取り組み 31

1. 基本的な考え方	32
2. 取り組む施策項目	33
体系図	34
(1)ごみ発生抑制によるスリムな社会	35
(2)資源回収の拡充による循環する社会	36
(3)適正なごみ処理を行う社会	37
(4)区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会	38
3. チャレンジ目標達成のために	40

第5章 生活排水処理基本計画 41

1. 基本方針	41
2. 生活排水の排出状況	41
3. 処理の主体	41

資料編 43

第1章 基本計画の趣旨

1 計画の趣旨

本計画は、新宿区におけるリサイクル清掃施策について、基本的事項を定めるものです。

(1) 根拠法令等

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、また、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（以下、「条例」という。）第39条に規定する計画です。

計画の内容は、ごみの処理に関して定めた部分と生活排水の処理に関して定めた部分に分かれています。

(2) 他の行政計画等との関係

本計画は、新宿区基本構想や総合計画、環境基本計画といった上位の計画のもとに定めるものです。あわせて、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物の減量等に関する基本的な方針、ごみ及び生活排水の中間処理を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図っています。

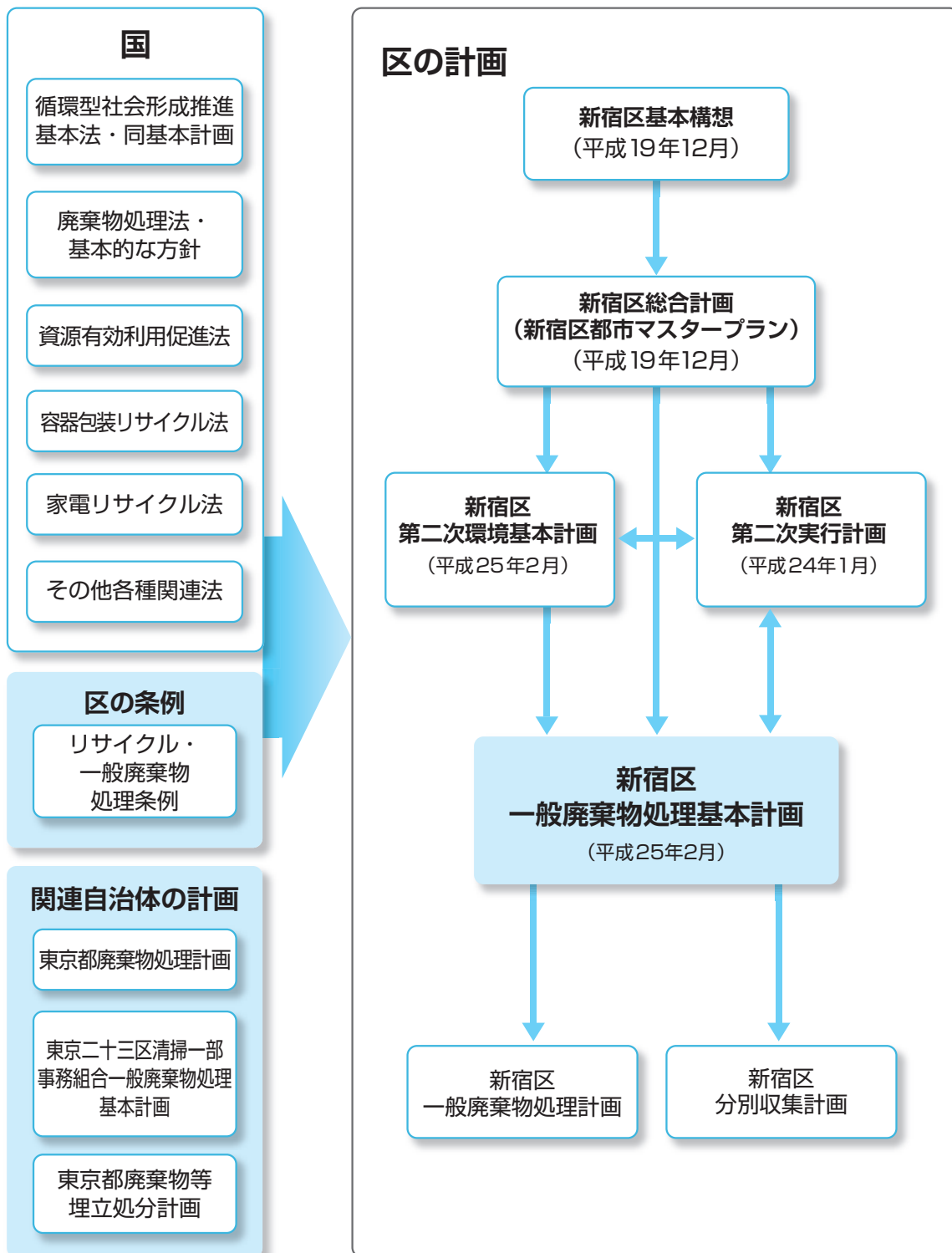
(3) 計画期間

本計画は、平成20年度から29年度までの10年間を計画期間とします。本年度は計画の中間年度にあたるため、計画の改定を行うものです。

なお、計画の進捗状況、社会経済状況の変化及び関連計画との整合性など、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

また、本計画の具体的な実施に関する事項は、毎年度定めていきます。

他の行政計画等との関係



平成 20 年 3 月に平成 29 年度を計画目標年度とした「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の適正処理はもとより、3Rの推進について取り組んできました。

しかしながら、社会経済情勢の変化や国・都における法制度や目標値の見直し等、新宿区を取り巻く清掃行政の状況は変化し続けています。

これらの状況を踏まえ、今後一層ごみ減量・リサイクルを推進し「ごみ半減、リサイクル倍増」のチャレンジ目標を達成するために本計画を改定します。

新宿区一般廃棄物処理基本計画《平成 25 年度改定版》 改定のポイント

第2章「ごみ処理及び資源回収の現状」では…

- ・各データ、グラフ等について、最新の数値で掲載しました。
- ・最新のデータに基づいた分析、解説を行いました。

第3章「施策の進捗状況と課題」では…

- ・基本計画（平成 20 年 3 月）策定から現在までに、チャレンジ目標達成のために実施されてきた様々な施策の進捗状況を掲載しました。
- ・現状から見た課題を抽出しました。
- ・基本計画（平成 20 年 3 月）で掲げたチャレンジ目標を確認するとともに、現在の施策が継続された場合のごみ量や資源化率の推計を行いました。

第4章「これからのリサイクル清掃施策の取り組み」では…

- ・基本的な考え方として基本計画（平成 20 年 3 月）で掲げたチャレンジ目標を継承していくこととしました。
- ・目標達成のため、今後取り組んでいく施策を掲載しました。

3

新宿区で行う清掃事業

現在、新宿区のリサイクル清掃事業については、次のような事業が実施されています。
なお、燃やすごみや金属・陶器・ガラスごみの中間処理については東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理をしています。また、最終処分は東京都が設置、管理する新海面処分場（中央防波堤外側埋立処分場を含む。）を使用しています。（P8 参照）

新宿区で行う清掃事業	ごみの収集・運搬
	資源の回収
	金属・陶器・ガラスごみの中継所（新宿中継所）の運営

第2章 ごみ処理及び資源回収の現状

1 区民・事業者の現況

(1) 区民の現況

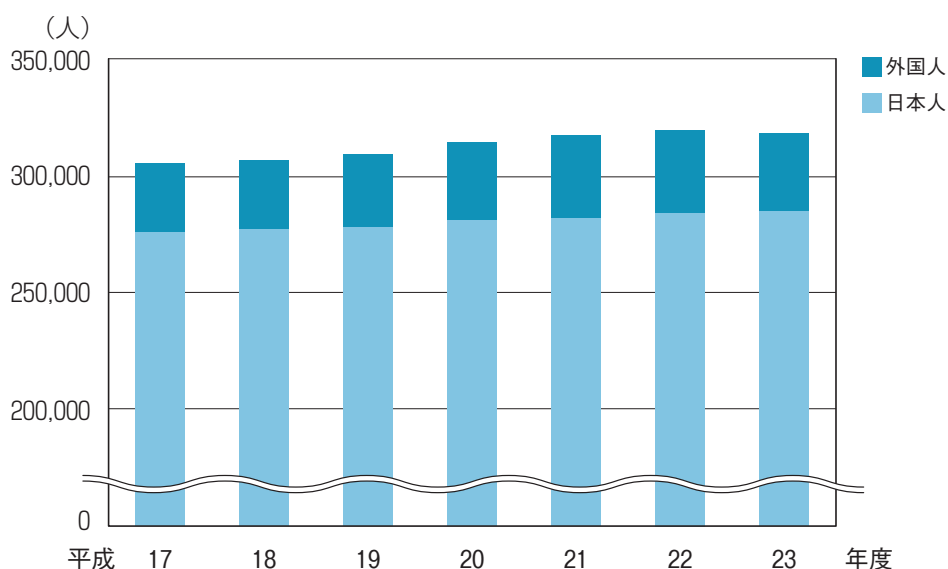
新宿区の人口は、この数年微増の傾向にあります。現在、区の人口の1割以上が外国人です。

また、世帯については、住民基本台帳の世帯数のうち6割以上が1人世帯となっており、世帯当たりの人員は微減の傾向にあります。

新宿区の人口の推移

(各年度の1月1日現在)

年 度	平成 17	18	19	20	21	22	23
日本人	275,771	277,078	278,350	281,037	282,144	283,819	284,518
外国人	29,765	30,337	31,856	33,555	35,211	35,805	33,568
総人口	305,536	307,415	310,206	314,592	317,355	319,624	318,086



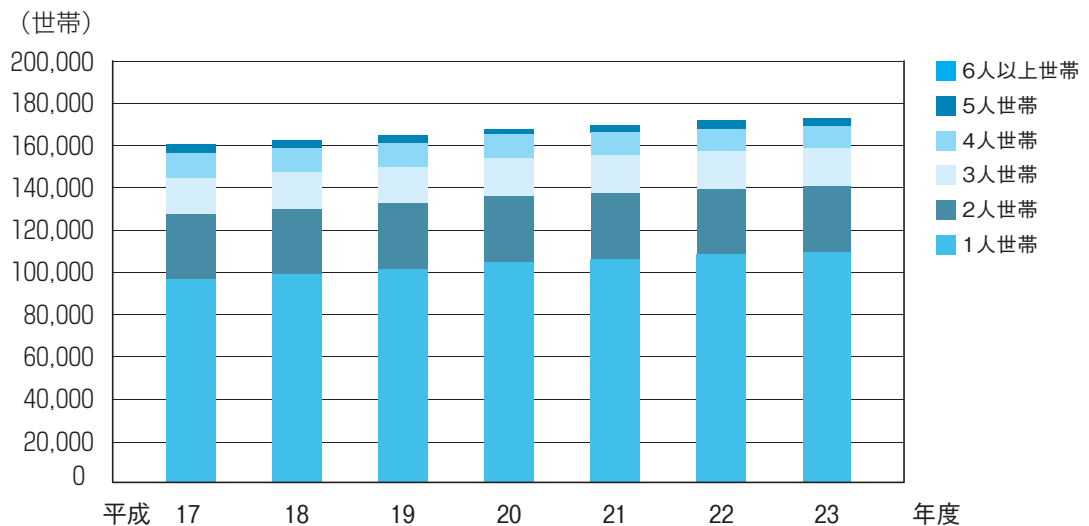
動態別人口

年 度	平成 17	18	19	20	21	22	23	
総数 (増減)	2,175	1,307	1,272	2,687	1,107	1,641	699	
自然動態	出生	1,873	1,963	1,989	1,997	2,232	2,192	2,135
	死亡	2,290	2,306	2,340	2,378	2,343	2,447	2,524
	増 減	△ 417	△ 343	△ 351	△ 381	△ 111	△ 255	△ 389
社会動態	社会増	29,955	28,998	30,212	30,021	29,717	29,752	29,862
	社会減	27,363	27,348	28,589	26,953	28,499	27,856	28,774
	増 減	2,592	1,650	1,623	3,068	1,218	1,896	1,088

住民基本台帳の世帯数の構成員数別の推移

(各年度の1月1日現在)

年 度	平成 17	18	19	20	21	22	23
1人世帯	96,905	99,392	101,684	104,620	106,110	107,682	108,698
2人世帯	31,136	31,306	31,583	32,053	32,268	32,616	32,904
3人世帯	16,817	16,845	16,879	16,971	17,154	17,306	17,409
4人世帯	11,626	11,412	11,195	11,038	10,844	10,738	10,577
5人世帯	3,053	2,948	2,835	2,722	2,661	2,572	2,477
6人以上世帯	699	664	624	581	536	509	497
世帯数合計	160,236	162,567	164,800	167,985	169,573	171,423	172,562
世帯当たり 人員数 (平均)	1.72	1.70	1.69	1.67	1.66	1.66	1.65



外国人世帯数の推移

(各年度の1月1日現在)

年 度	平成 17	18	19	20	21	22	23
外国人世帯数	24,097	24,667	25,910	26,957	28,204	28,563	23,502

夜間人口・昼間人口の推移

(各年度の10月1日現在)

年 度	平成 2	7	12	17	22
夜間人口	296,790	279,048	286,726	305,716	326,309
昼間人口	817,095	806,095	798,611	770,094	786,793

(国勢調査)

(2)事業者の現況

区内の事業所の状況を見ると、従業員が1～4人の事業所が全体の50%近くを占め、9人以下の事業所は全体の約70%です。業種別で見ると、サービス業が最も多く、次いで飲食店・宿泊業、卸売・小売業の順となっています。

区が指導の対象としている、延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の件数は、平成23年度で1,980件です。

産業大分類・従業員規模別事業所数及び従業員数 (平成21年10月1日現在)

規模別 産業大分類	事業所数									従業員数
	総数	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	派遣・下請けのみ	
	所	所	所	所	所	所	所	所	所	人
総数	35,154	16,788	7,749	6,893	1,617	1,054	665	255	133	676,639
サービス業	8,574	4,416	1,800	1,419	338	266	200	77	58	169,287
飲食店・宿泊業	6,904	3,048	1,523	1,786	347	141	31	10	18	79,813
卸売・小売業	6,474	2,958	1,577	1,354	279	161	90	30	25	104,177
不動産業	3,867	2,797	633	289	56	34	34	15	9	35,172
情報通信業	2,429	789	582	582	204	136	102	26	8	71,920
製造業	1,793	883	413	320	59	54	41	22	1	42,161
医療・福祉	1,567	644	467	303	84	43	17	9	—	28,428
建設業	1,332	578	338	248	64	50	38	15	1	31,386
その他	2,214	675	416	592	186	169	112	51	13	114,295

資料：「事業所・企業統計」

事業用大規模建築物物件数 (平成23年12月1日現在)

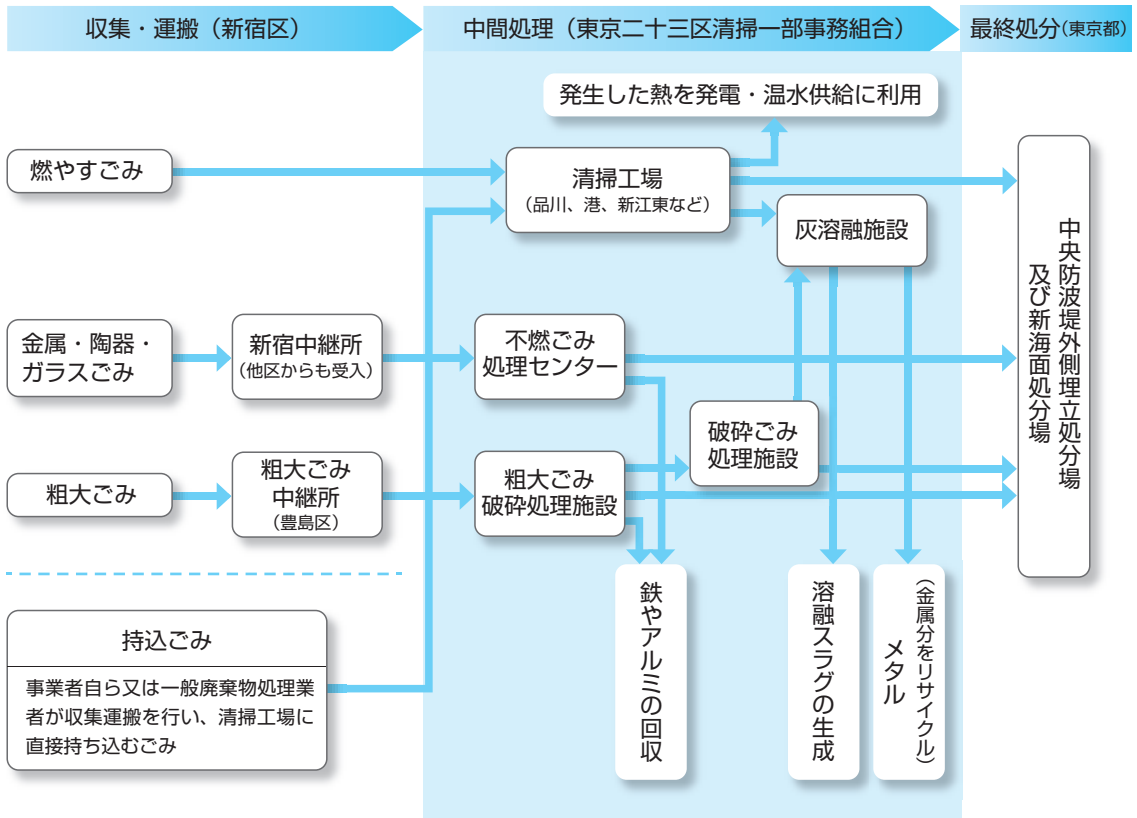
規模 (延べ床面積)	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上	計
物件数	1,309件	473件	198件	1,980件

2

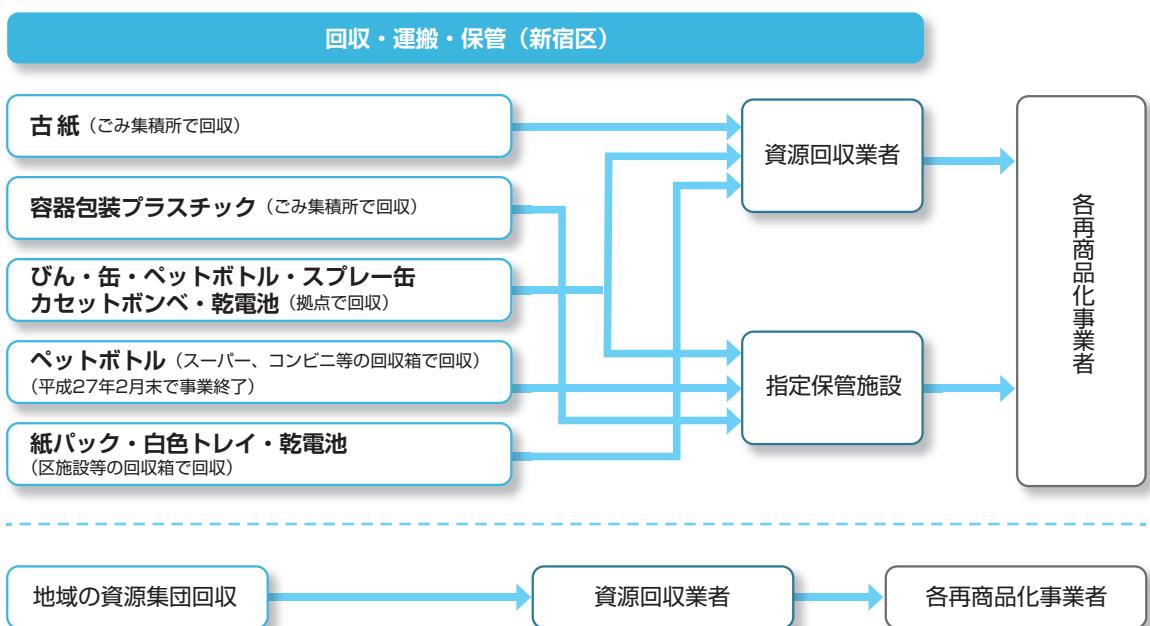
ごみ・資源の処理の流れ

(1)ごみ・資源の処理の流れ図

ごみ処理の流れ



資源の流れ



(2)収集・運搬

①平成 24 年度からの区の収集形態

平成 24 年度からの収集形態は、下表のとおりです。

事業系ごみは事業者自らが処理することが原則ですが、排出するごみが日量 50kg 未満の小規模事業者については、一部、家庭ごみと同様の形態で区が収集を行っています。事業系については、ごみ、資源とも有料です。

収集形態

区 分	対象ごみ等	収集回数	収集場所	事業者*	
燃やすごみ	厨芥 ^{※2} 、紙ごみ、 容器包装以外の プラスチック、 ゴム、皮革製品等	週 2 回 (一部繁華街 週 6 日)	集積所	○	
金属・陶器・ガラスごみ	金属、陶器、ガラス、 小型家電等	月 2 回	集積所	○	
資 源 回 収	古紙	新聞、雑誌・雑紙、本、 段ボール、紙パック	週 1 回	集積所	○
	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	週 1 回	集積所	○
	びん・缶・スプレー缶・ カセットボンベ・乾電池	びん・缶・スプレー缶・ カセットボンベ・乾電池	週 1 回	資源回収拠点	○
	ペットボトル	ペットボトル	週 1 回	資源回収拠点	
			随 時	スーパー、 コンビニ等の 店頭 ^{※3}	
	紙パック	紙パック	随 時	区施設等の 回収拠点	
	白色トレイ	白色トレイ	随 時		
乾電池	乾電池	随 時			
粗大ごみ	家具、電化製品等の 大型ごみ	申込制	家の前		

※ ○の項目については、有料シールを貼付することで、小規模事業者の排出を認める。

※2 厨房（台所）から出る野菜くずや食べ物の残りなどのごみ

※3 平成 27 年 2 月末で事業終了

集積所…区内約 18,400 箇所、資源回収拠点…区内約 3,500 箇所

②新宿区内のリサイクル清掃施設



収集運搬作業

- 新宿清掃事務所
- ▼新宿東清掃センター
- ◆歌舞伎町清掃センター

金属・陶器・ガラスごみの中継

- 新宿中継所

3R 施策推進の活動拠点

- ★新宿リサイクル活動センター
(平成25年度にリニューアルオープン)
- ☆西早稲田リサイクル活動センター

回収品一時保管

- ▲若宮町ストックヤード

③区の収集運搬体制

新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センターの1所、2センターで、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみの収集を直営車両と雇上車両により行っています。また、粗大ごみの収集と、古紙、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、カセットボンベ、紙パック、乾電池、白色トレイの資源回収は民間委託で行っています。

収集運搬車両等については、環境面を配慮し、LPG車に加えハイブリッド車と電気自動車の導入を図っています。

④金属・陶器・ガラスごみ中継

金属・陶器・ガラスごみについては、新宿中継所で小型の収集車から大型のコンテナに積替え、運搬の効率化を図っています。この施設では、23区間の協力体制のもと他区の不燃ごみも受け入れています。施設の運営にあたっては、排気、排水、騒音振動対策に留意しています。また、定期的に環境調査を実施しています。

⑤粗大ごみ中継

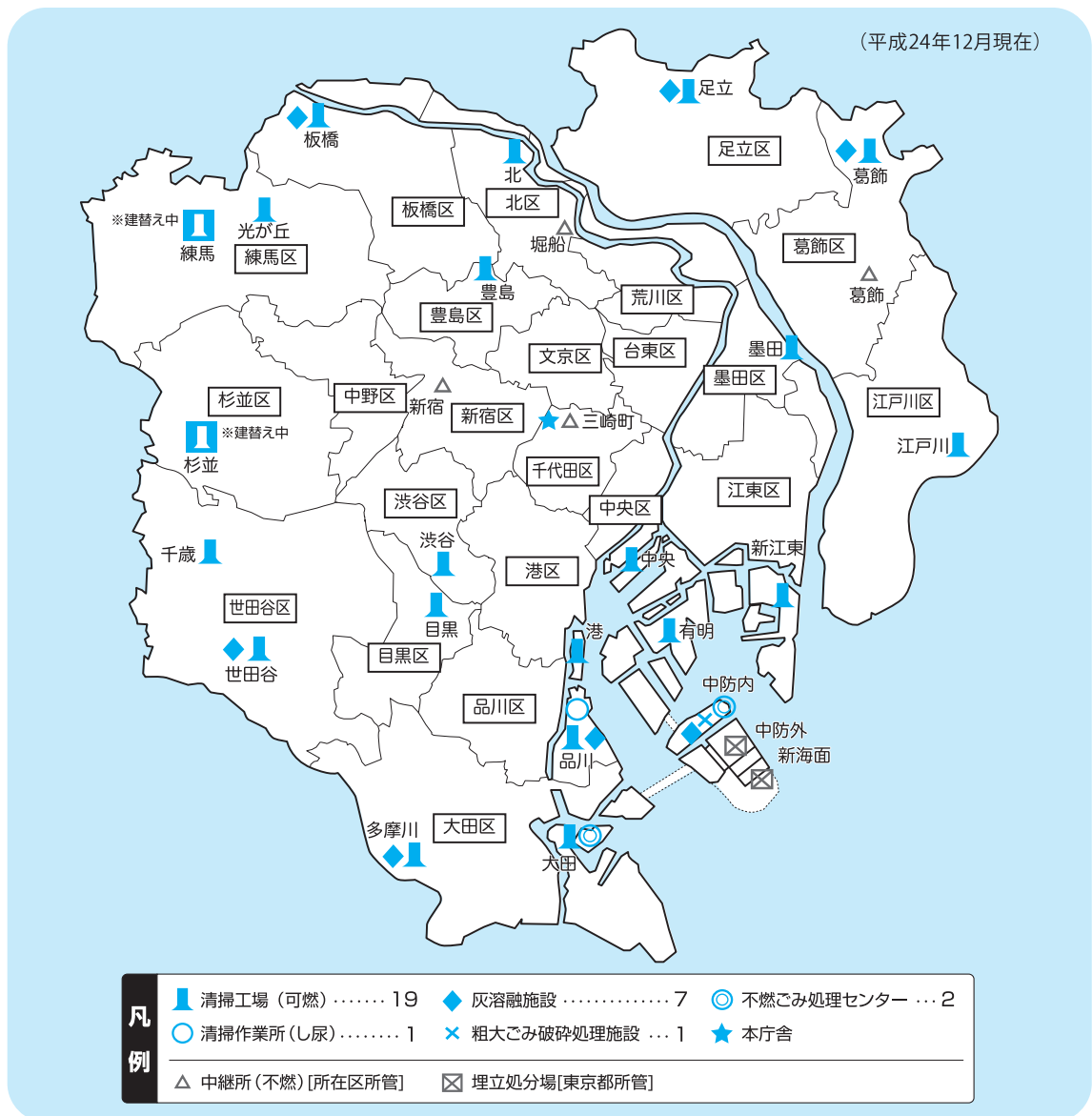
粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターで予約を受け、民間委託により収集します。豊島区にある粗大ごみ中継所に持込み、小型ダンプ車から中型プレス車に積替え、運搬の効率化を図っています。

(3)ごみの中間処理

区が収集したごみや、一般廃棄物処理業者や排出事業者自らが持ち込んだ一般廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合で処理します。東京二十三区清掃一部事務組合は、ごみの焼却や破碎などの中間処理などを共同で行うために、23区が設置した団体です。

燃やすごみは、清掃工場で焼却処理します。新宿区内には清掃工場がないため、他区に所在している清掃工場に持ち込みます。焼却により、ごみの容積は約1/20になります。更に焼却灰を熔融し、砂状の熔融スラグにすることで、最終的に約1/40になります。この熔融スラグは建設資材等に利用しています。金属・陶器・ガラスごみは、中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで破碎し、鉄・アルミを回収し減容しています。粗大ごみは、中央防波堤内側にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎し、鉄を回収した後、可燃部分は焼却しています。

施設配置図

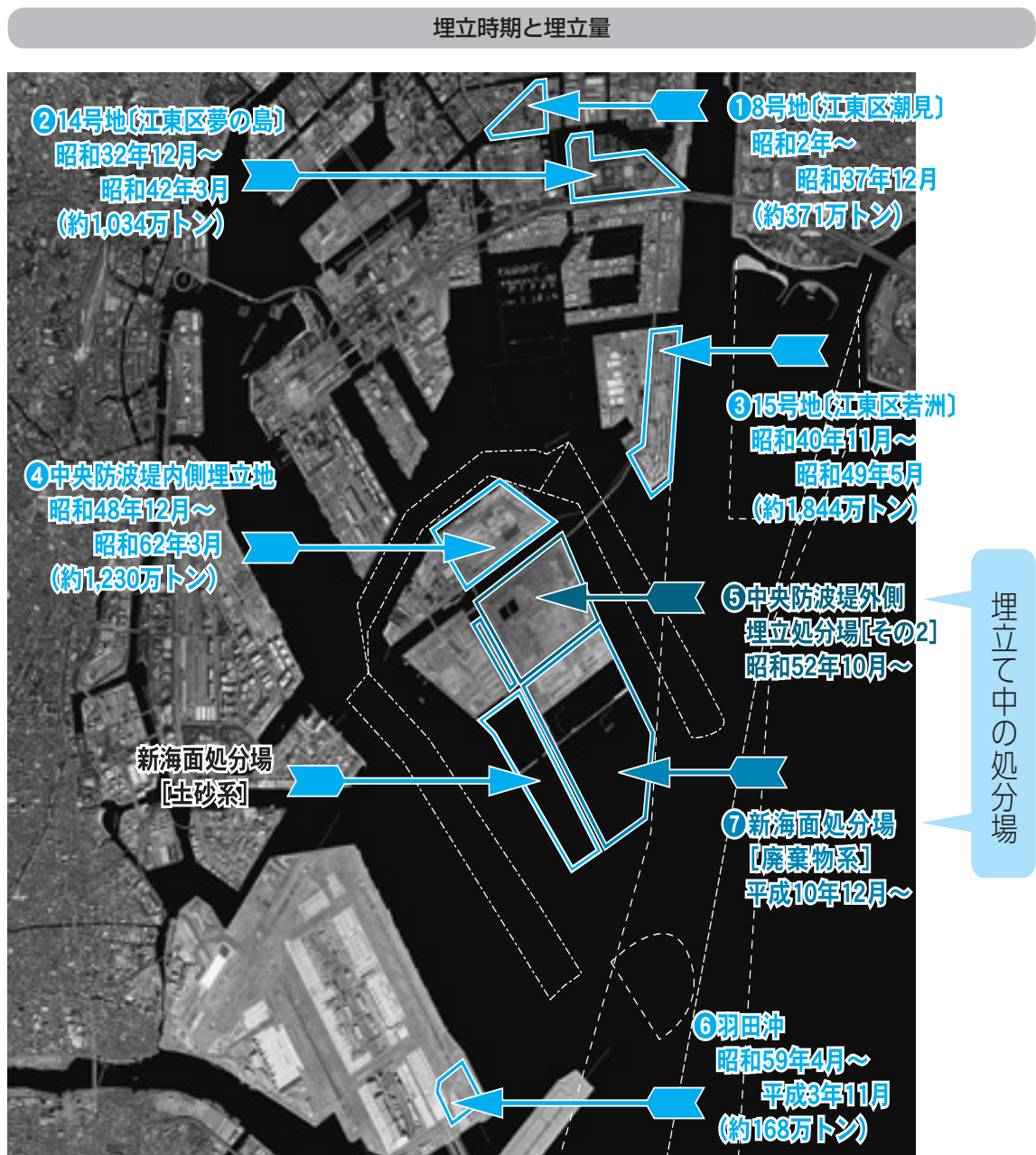


(資料提供 東京二十三区清掃一部事務組合「ごみれぼ23 2013」)

(4)ごみの最終処分

燃やすごみの焼却灰や破碎した金属・陶器・ガラスごみ、不燃系粗大ごみ等は、東京都が設置、管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分します。

ごみの埋立処分にあたっては、飛散防止や汚水処理等の環境対策が図られています。新海面埋立処分場は、23区最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場をできるだけ長く使うため、23区と東京二十三区清掃一部事務組合は、ごみの減量や資源化などの取り組みを積極的に進めています。



(資料提供 東京二十三区清掃一部事務組合「ごみれぽ23 2013」)

(5)資源の処理

区が回収する資源については、古紙、無色と茶色のガラスびん、缶類、資源回収拠点で回収したペットボトル、スプレー缶、カセットボンベ、紙パック、乾電池、白色トレイを区が委託する民間事業者が処理しています。容器包装プラスチック、スーパー・コンビニ等の店頭で回収したペットボトル（平成27年2月末で事業終了）、無色と茶色以外のガラスびんに関しては、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを利用し、再商品化しています。容器包装リサイクル法の制度を利用したリサイクルでは、容器や包装を製造したり、中身を販売するため容器や包装を使う「製造・利用事業者」に、再商品化を義務付けています。

東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入れ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、各地に大きな被害を与えるとともに、大量の災害廃棄物が発生しました。

平成23年11月24日、特別区長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県の4者は、女川町の災害廃棄物を23区内の全清掃工場で焼却処理し、その焼却灰を都埋立処分場で処分することについて基本合意し、平成24年3月から受け入れを開始しました。

災害廃棄物の受入にあたっては、国の「災害廃棄物広域処理の推進に係るガイドライン」の安全基準を満たしたものだけを受け入れるよう、被災地からの搬出時に、アスベスト等の有害物質の除去と放射能測定を行いました。また、被災地での試験焼却と23区内の2つの清掃工場における試験焼却を行い、より安全性を確認しました。

なお、受け入れは、宮城県内の仮設焼却施設での努力により、平成25年度内での処理終了が見込める状況になったため、23区での受け入れは平成25年3月で終了しました。

(1) 区が収集するごみの現況

新宿区が収集するごみは、平成元年度の204,490 tをピークに年々減少を続け、23年度は76,689tと62.5%減となっています。燃やすごみや金属・陶器・ガラスごみは減少していますが、粗大ごみは増加しています。

家庭ごみの組成をみると、燃やすごみは残飯や調理くず等と紙類で58.3%となります。平成20年度から開始された新分別収集により、プラスチック類が14.3%含まれるようになりました。

金属・陶器・ガラスごみは、金属類が16.5%、陶器類が20.7%、ガラス類が26.9%です。(平成23年度排出実態調査)

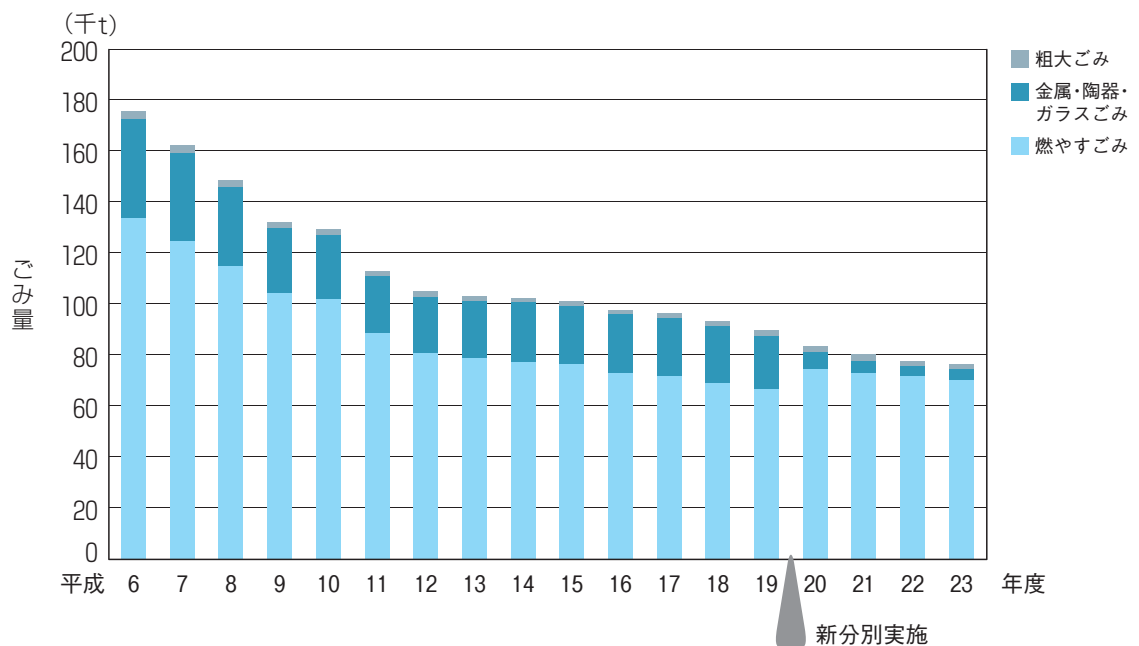
※平成21年度以前は、「燃やすごみ」は「可燃ごみ」、「金属・陶器・ガラスごみ」は「不燃ごみ」。

新宿区が収集するごみ量の推移

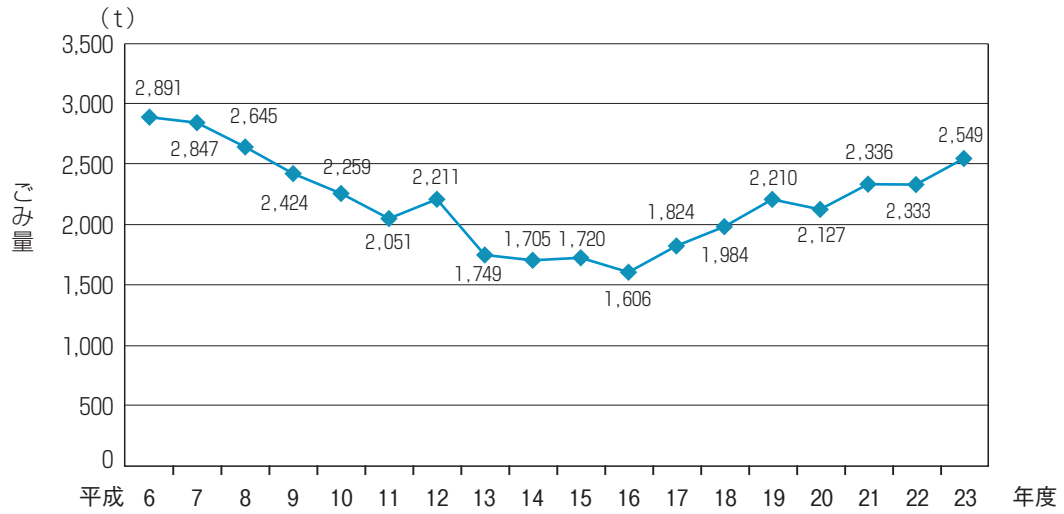
単位：t

種別/年度	平成元	19	20	21	22	23
燃やすごみ	152,676	67,567	74,242	73,072	71,496	70,521
金属・陶器・ガラスごみ	48,322	19,984	6,854	5,160	3,855	3,620
粗大ごみ	3,492	2,210	2,127	2,336	2,333	2,549
計	204,490	89,761	83,223	80,568	77,684	76,689

端数処理をしているため、計が合わない場合がある。



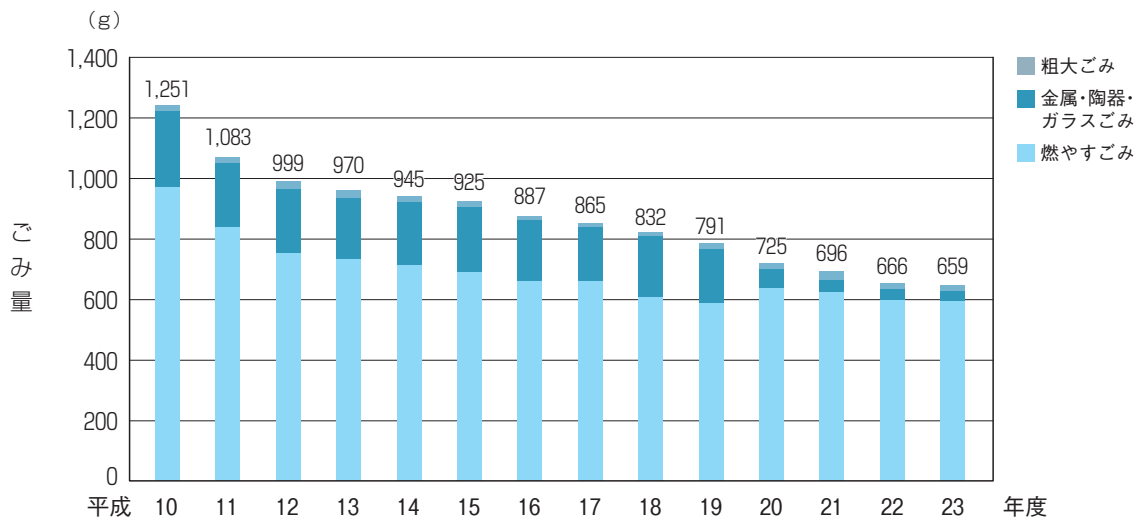
粗大ごみ量の推移



粗大ごみ品目別実績数 (平成 23 年度)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位～	合計
品 目	ふとん	箱物家具	いす (ソファ 以外)	衣装箱 (衣装ケース)	自転車	その他	
収集点数	28,945	27,564	14,083	10,837	7,469	157,248	246,146

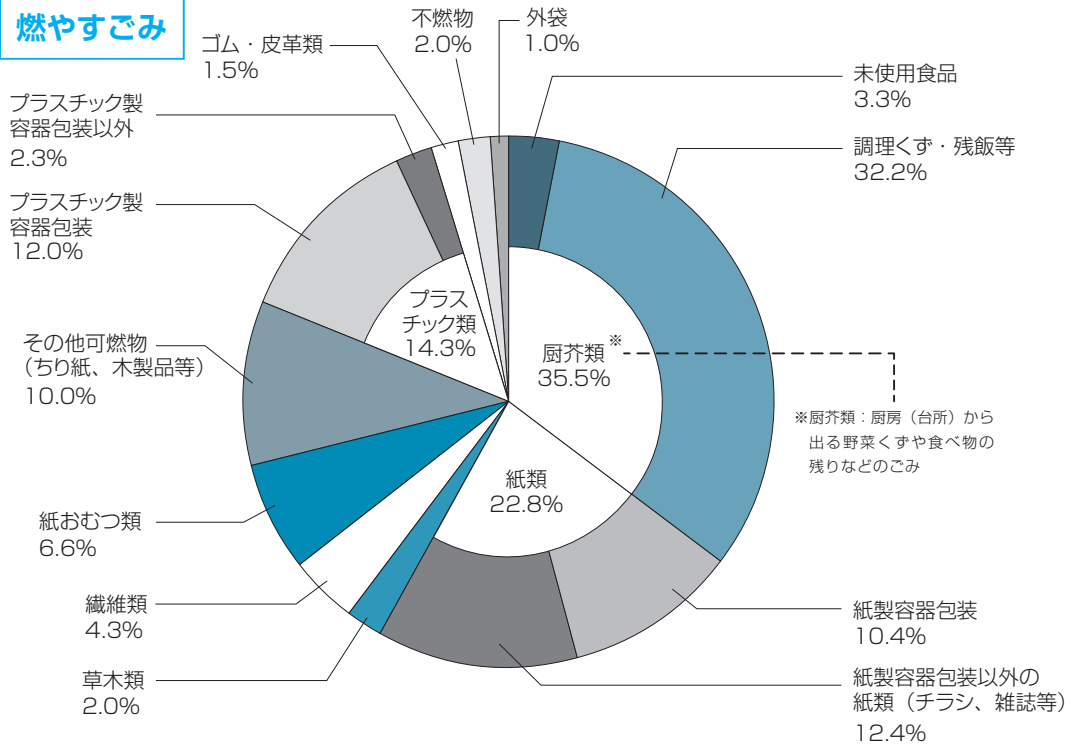
一人1日当たりごみ量の推移 (区収集ごみ量を区人口で割り返した数値)



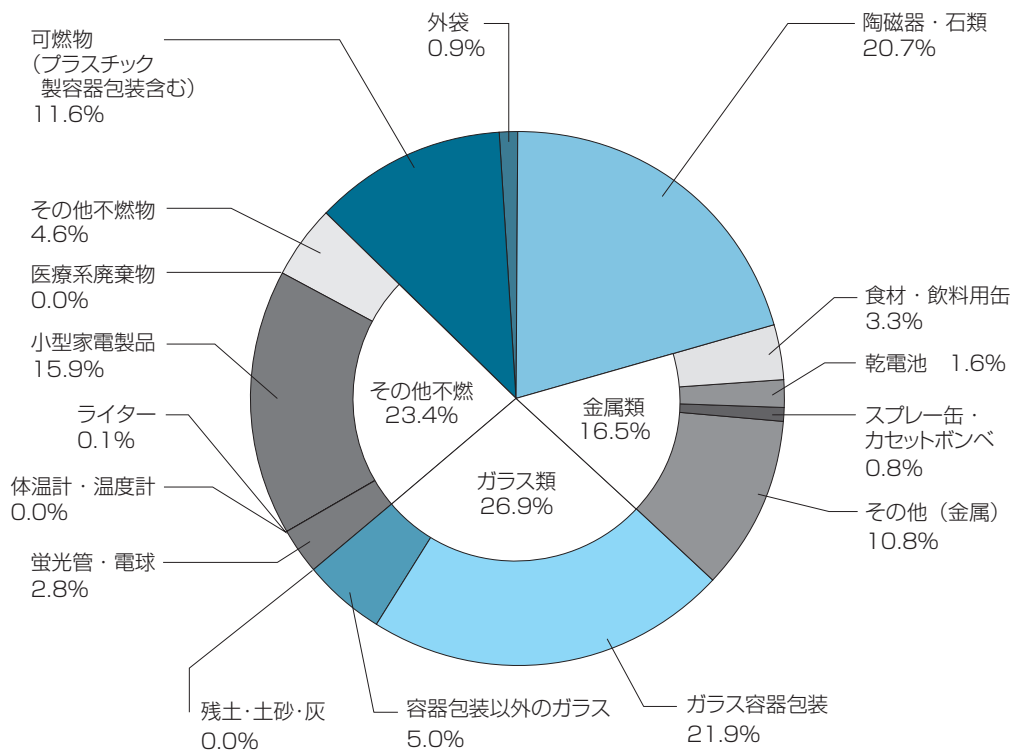
家庭ごみ排出実態調査結果（平成 23 年度実施）

● 家庭ごみの組成

燃やすごみ

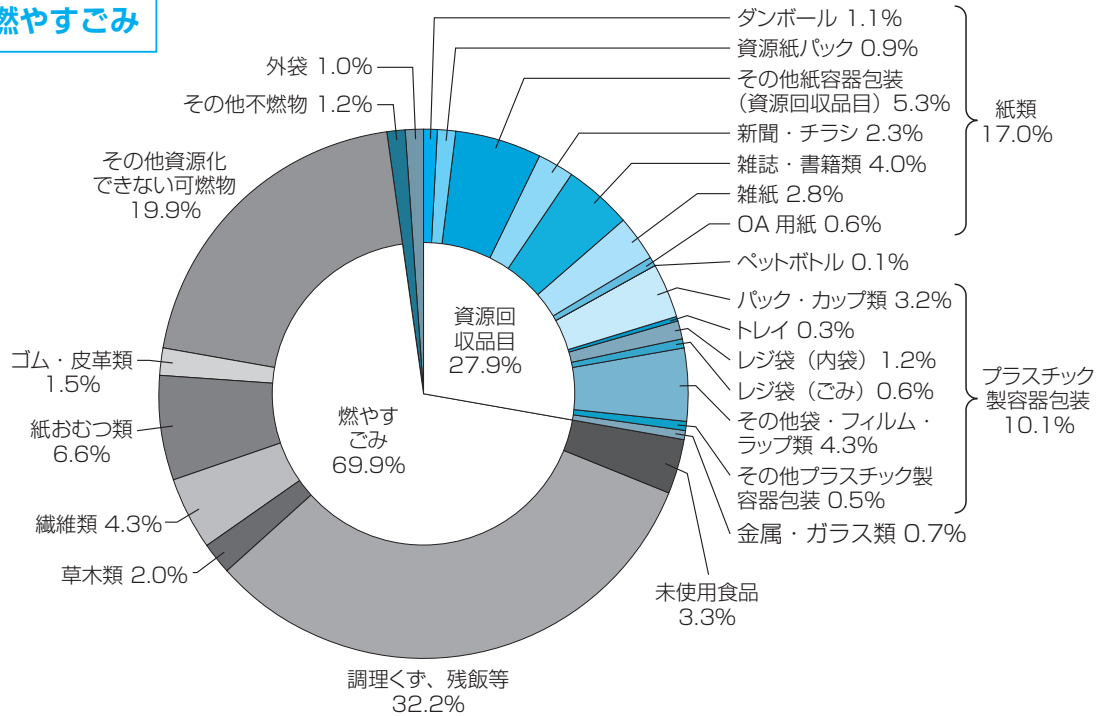


金属・陶器・ガラスごみ

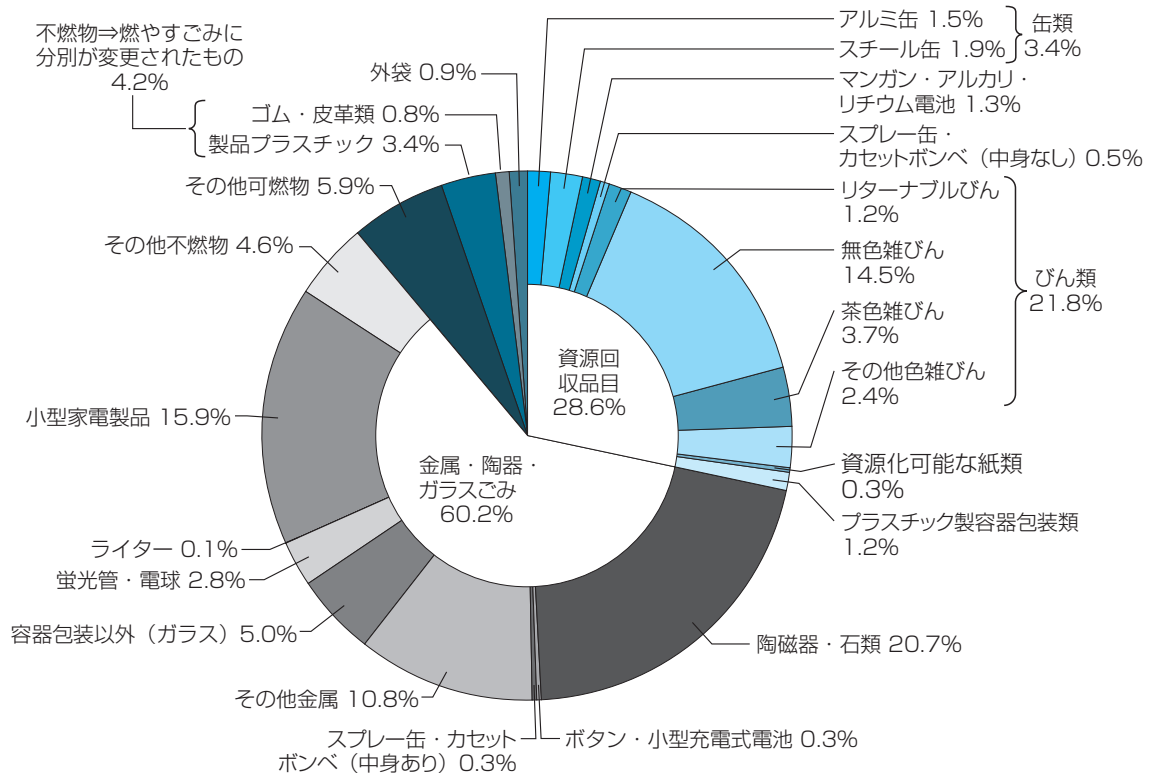


家庭ごみの中に含まれる資源回収品目の割合

燃やすごみ



金属・陶器・ガラスごみ



(2)一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況

事業系ごみは、廃棄物処理法において事業者による自己処理責任が規定されています。一般廃棄物については、区による収集へ排出を認められている小規模事業者の他は、事業者自ら又は一般廃棄物処理業者が収集運搬を行い、清掃工場に持ち込みます。

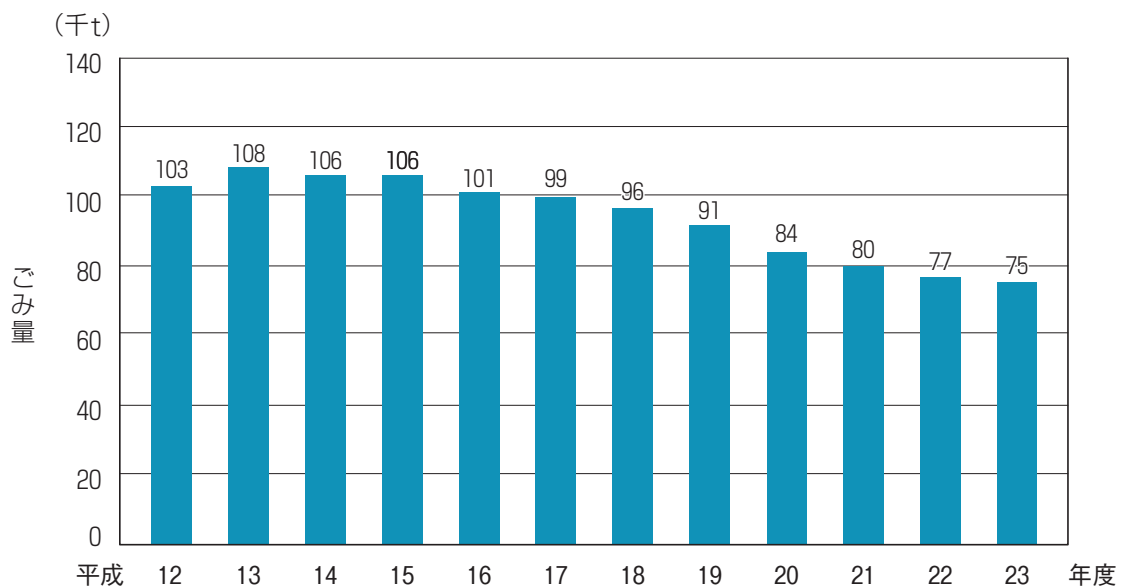
新宿区内の事業所から持ち込まれるごみ量は年間 7.5 万 t 程度で、区が収集するごみと同じくらいの量が持ち込まれています。ここ数年は、減少傾向にあります。

新宿区内の事業所から排出される持込ごみ量の推移

単位：t

年 度	平成 12	13	14	15	16	17
持込ごみ量	103,000	108,000	106,000	106,000	101,000	99,373

年 度	平成 18	19	20	21	22	23
持込ごみ量	96,136	91,455	83,571	80,091	76,625	75,109



(3)区が回収する資源及び資源集団回収の現況

集積所と回収拠点で区が回収する資源回収と、町会等が自主的に行っている資源集団回収を合わせた新宿区の資源回収量は、平成12年度をピークに減少傾向にありましたが、18年度からの資源回収拠点でのペットボトル回収の開始により上向きになりました。その後、20年度に開始された新分別により、今まで不燃ごみに混入されていた容器包装プラスチックが資源として回収されるようになり、回収量は一時増加しましたが、古紙の回収量が減ってきたことで、減少傾向となっています。資源化率は12年度以降17%台で推移してきましたが、20年度以降は20～21%台となりました。

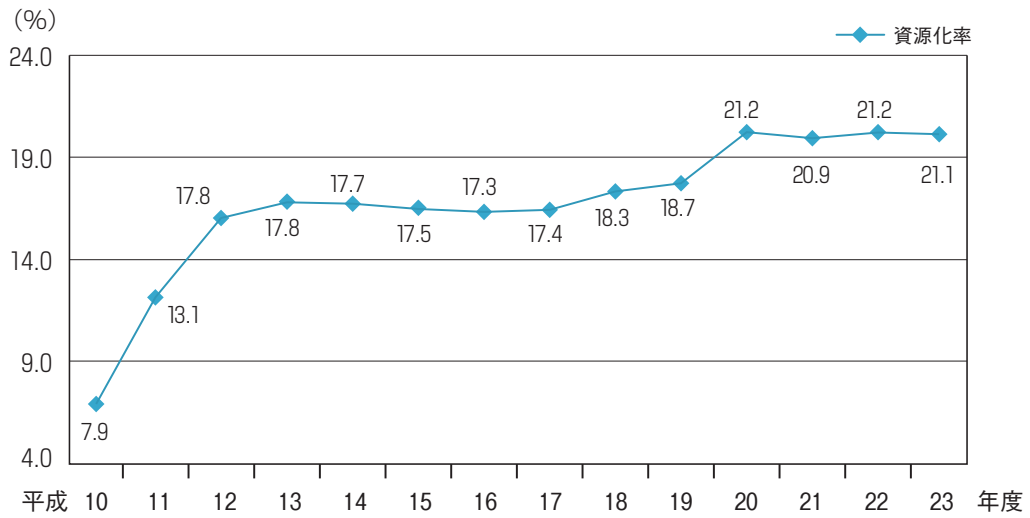
新宿区の資源回収量の推移

単位：t

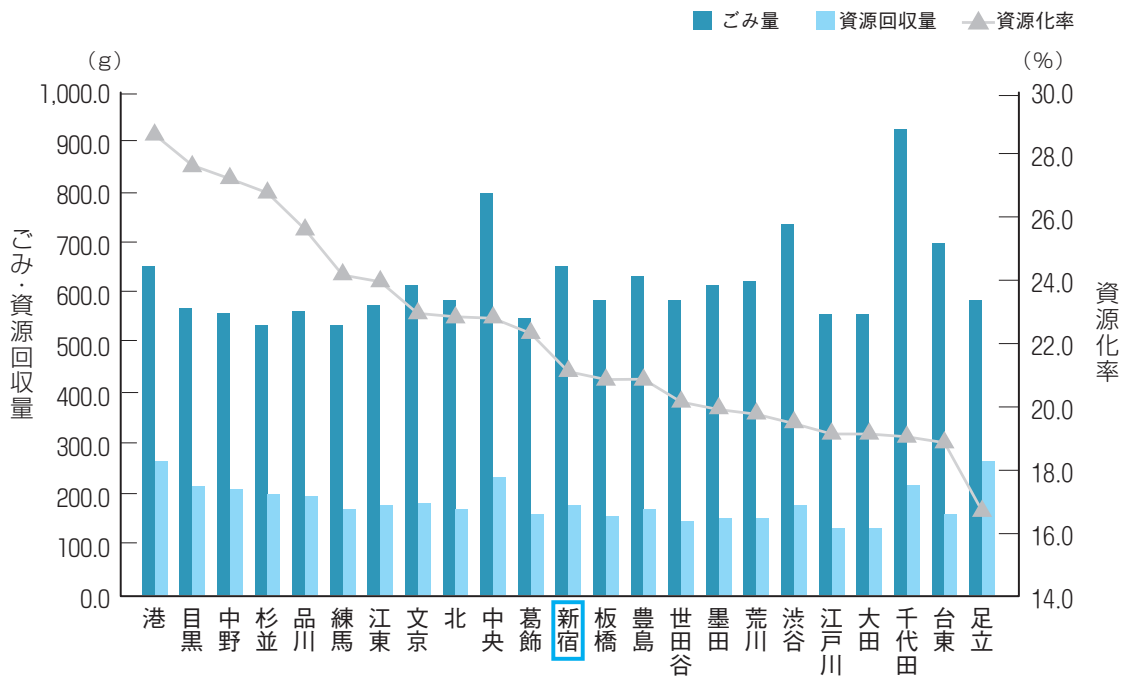
種別／年度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
資源集団回収	新聞紙	4,071	4,107	3,861	3,731	3,735	3,836	3,955	4,099	4,193	4,199	3,940	3,631	3,547	3,421
	雑誌	2,184	1,922	1,801	1,788	1,819	1,959	2,046	2,167	2,259	2,256	2,070	1,890	1,899	1,899
	段ボール	685	507	479	457	449	460	479	560	580	618	703	744	807	889
	紙パック	34	32	5	4	4	3	4	4	5	5	6	7	8	9
	その他紙	244	245	276	238	235	217	189	166	171	162	120	108	102	107
	紙類計	7,218	6,814	6,422	6,218	6,242	6,475	6,673	6,996	7,208	7,241	6,840	6,380	6,363	6,324
	布類	85	87	93	75	75	74	78	84	89	92	89	89	97	111
	アルミ缶	85.8	77.2	72.1	81.1	79.6	79.4	76.2	77.3	73.9	80.5	95.3	94.0	99.1	97.9
	スチール缶等	0.0	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	1.0	2.9	3.1	6.1	9.3
	金属合計	86	78	72	81	80	80	76	77	74	82	98	97	105	107
	びん類	47	34	30	23	20	20	16	15	13	11	10	8	7	6
小計	7,436	7,012	6,618	6,397	6,416	6,648	6,843	7,172	7,383	7,425	7,037	6,574	6,572	6,548	
区の資源回収	びん・缶	3,449	3,440	3,378	3,387	3,353	3,328	3,220	3,230	3,204	3,270	3,911	4,112	4,466	4,541
	紙パック	9	10	12	13	12	11	10	9	9	14	18	17	15	19
	乾電池	19	22	22	22	23	23	22	23	21	21	24	26	27	56
	古紙		6,366	12,483	12,265	11,909	11,094	9,867	9,536	9,418	8,714	8,202	7,550	6,724	6,237
	白色トレイ									1	1	1	1	1	1
	容器包装プラスチック										312	2,047	1,820	1,777	1,719
	ペットボトル	147	224	257	289	338	366	418	408	809	947	1,214	1,217	1,279	1,428
小計	3,624	10,062	16,152	15,976	15,635	14,822	13,537	13,206	13,462	13,279	15,417	14,742	14,289	14,001	
計	11,060	17,074	22,770	22,373	22,051	21,470	20,380	20,378	20,845	20,704	22,454	21,316	20,861	20,549	

- *1 資源集団回収：町会、自治会、マンション管理組合などが、回収品目・場所・日時を決め、回収業者に引き渡す、自主的なリサイクル活動。
- *2 古紙の集積所回収は、平成11年10月から実施。
- *3 白色トレイの回収は、平成18年6月から実施。
- *4 ペットボトルの店頭回収（平成27年2月末で事業終了）は、平成9年4月から実施。平成18年度からびん・缶拠点を拡大。
- *5 容器包装プラスチックは、平成19年7月より一部地域でモデル実施。平成20年4月から区全域で実施。
- *6 スプレー缶、カセットボンベ（びん・缶を含む）の回収は、平成22年4月から実施。
- *7 乾電池の回収を平成23年度から、びん・缶拠点を拡大。
- *8 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

資源化率の推移



23 区各区の一人 1 日当たりごみ量及び資源回収量と資源化率（平成 23 年度実績から）



一人 1 日当たりごみ量 = 年間区収集ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365 日

一人 1 日当たり資源回収量 = 年間資源回収量 (区の資源回収量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365 日

資源化率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

(4)事業者が行う再利用の現況

事業活動から生じるごみの再利用については事業者の自主的な取組みであるため、区がすべての状況を知ることにはできませんが、大規模事業者については、区に提出される再利用計画書などから見ると、再利用が進んでいます。また、平成24年度からは、再利用計画書の提出を延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物から1,000㎡以上に拡大し、より多くの事業者を把握し、指導しています。

事業用大規模建築物のごみ発生量、再利用率、処分量（23年度実績）

ごみの種類		発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再利用率 (%)	
可燃物	紙類	①コピー・OA用紙	8,882	8,612	270	96.96
		(内 機密文書)	4,236	4,136	100	97.64
		②雑誌・パンフレット色付き紙	18,537	18,474	63	99.66
		③新聞紙・折込チラシ	3,387	3,276	111	96.72
		④段ボール	15,398	15,050	348	97.74
		⑤その他の紙類	31,533	13,325	18,208	42.26
		⑥紙類計 (①～⑤)	77,737	58,737	19,000	75.56
	⑦厨芥 (茶殻、残飯等の生ごみ)	22,566	4,662	17,904	20.66	
	⑧木・草・繊維等	5,019	273	4,746	5.44	
	⑨小計 (⑥+⑦+⑧)		105,322	63,672	41,650	60.45
不燃・焼却不適物	再生利用物	⑩飲料用びん類	2,772	2,558	214	92.28
		⑪飲料用缶類	4,432	3,882	550	87.59
		⑫ペットボトル	4,088	3,731	357	91.27
		⑬食用油	625	600	25	96.00
	⑭その他	20,124	8,826	11,298	43.86	
	⑮小計 (⑩～⑭の計)		32,041	19,597	12,444	61.16
⑯特定の事業活動に伴う可燃物		15,997	15,812	185	98.84	
総合計 (⑨+⑮+⑯)		153,360	99,081	54,279	64.61	

※区内の、延べ床面積合計が3,000㎡以上の事業用建築物671件中、再利用計画書を提出した611件の集計。
 ※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

(5)リサイクル清掃事業にかかる経費

リサイクル清掃事業にかかる経費は、都からの清掃事業移管（平成12年度）以降、減少しましたが、ここ数年は横ばいです。平成22年度からは新宿東清掃センターや新宿リサイクル活動センター建設のための経費を計上しています。

リサイクル清掃事業にかかる歳出 決算額

(単位:千円)

年度	平成12	17	18	19	20	21	22	23
資源清掃総務費	4,827,097	4,103,732	4,359,887	4,406,732	4,476,113	4,387,852	4,313,795	4,142,322
清掃事業費	2,504,967	2,063,291	1,884,502	2,013,153	1,910,129	1,907,031	1,817,002	1,785,995
リサイクル推進費	742,546	611,916	678,244	740,652	1,052,857	1,436,828	1,164,739	1,268,383
新宿東清掃センター建設費等							3,720	154,782
リサイクル活動センター建設費等							14,361	200,679
合計	8,074,610	6,778,939	6,922,633	7,160,537	7,439,099	7,731,711	7,313,617	7,552,161

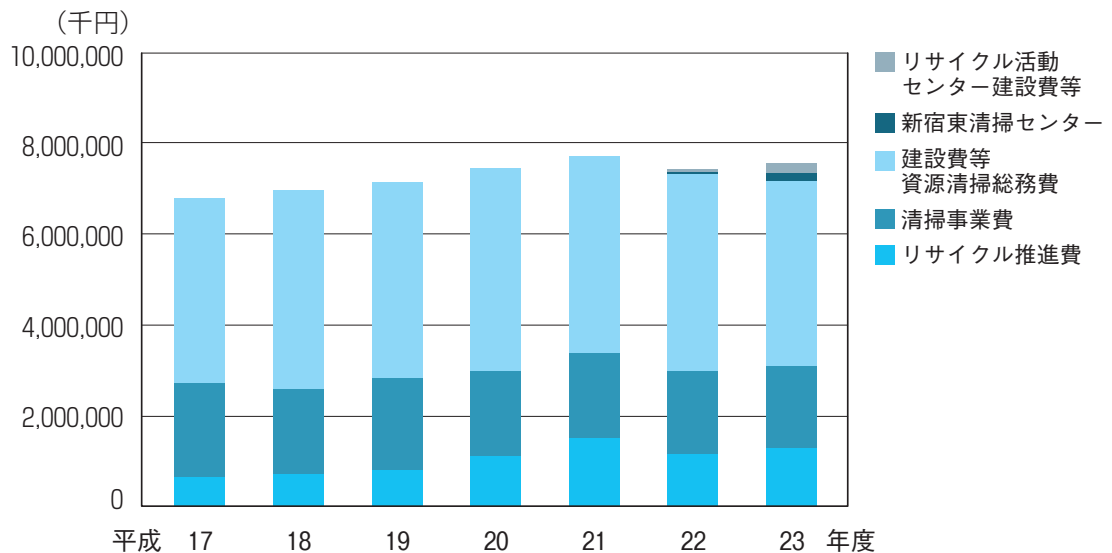
資源清掃総務費：人件費、清掃工場を運営する清掃一部事務組合への分担金など

清掃事業費：ごみ収集作業にかかる経費

リサイクル推進費：資源回収にかかる経費

新宿東清掃センター建設費等：平成26年2月開設予定

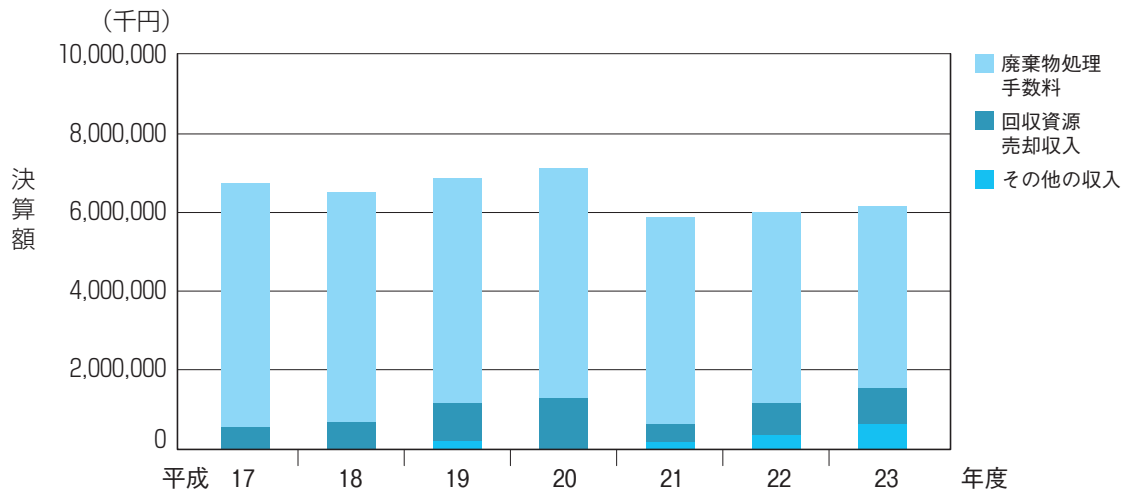
リサイクル活動センター建設費等：平成25年11月開設予定



リサイクル清掃事業にかかる歳入 決算額

(単位:千円)

年 度	平成17	18	19	20	21	22	23
廃棄物処理手数料	621,091	589,453	568,081	583,280	521,768	484,897	460,150
回収資源売却収入	47,572	62,421	100,659	119,352	47,606	73,734	89,596
合 計	668,663	651,874	668,740	702,632	569,374	558,631	549,746



(6)ごみの処理にかかる経費

①ごみ処理経費

ごみの収集・運搬は区が実施し、人件費、物件費、減価償却費などを負担しています。また、ごみの処理は東京二十三区清掃一部事務組合、処分は東京都が実施していますが、経費は分担金として区が負担しています。

これらの経費を合わせて算出した、新宿区のごみ 1 kg 当たりの処理経費の推移は下記のとおりです。

新宿区のごみ 1 kg 当たりの処理経費の推移

年 度	平成 19	20	21	22	23
1 kg 当たりの処理経費	61 円	68 円	72 円	67 円	66 円

②資源化経費 (平成 23 年度)

回収から再資源化までの区が負担するそれぞれ 1 kg 当たりの経費(経費 ÷ 回収量)です。(売払益がある場合は差し引いています。容器包装リサイクル対象商品は、再商品化経費(区負担分)を含みます。)

- ・びん類 86 円 ・スチール缶 71 円 ・アルミ缶 19 円 ・ペットボトル 105 円
- ・容器包装プラスチック 148 円 ・古紙 20 円

③資源集団回収経費 (平成 23 年度)

資源集団回収で区が負担する経費は、1 kg 当たりおよそ 13 円(経費 ÷ 回収量)です。集団回収による資源回収は経費の面からみても優れた手法です。

第3章 施策の進捗状況と課題

1 施策の進捗状況

ごみの発生抑制によるスリムな社会

●新宿区 3R 推進協議会の運営

平成 20 年 4 月に、区民・事業者・区がそれぞれの立場に応じて、3R 施策を検討・実施していくために「新宿区 3R 推進協議会」を設立しました。3R 推進キャンペーンイベントを新宿駅西口広場イベントコーナーで開催し、区民のみならず、来街者にも 3R の大切さを発信しています。また、レジ袋辞退を促進するための「新宿エコ自慢ポイント」を提唱し、その登録者は年々増加しています。「3R 協働宣言」による「3R 行動計画書」の作成を平成 24 年度から町会・自治会などに拡大しました。今後も 3R の推進に対する意識向上と実践を目指す新しい施策を実施していくことが必要です。

●リサイクル活動センターの運営

区民の 3R 意識の普及、啓発を推進するため不用品再利用事業やリサイクル活動団体との協働による講座、講習会など、住民参加型の活動の支援を行っています。施設運営にあたっては「指定管理者制度」を導入し、これからも民間的手法を生かした柔軟な活動を継続していくことが必要です。

①情報コーナーの運営

ごみ減量や 3R、清掃行政に関する情報の収集を行い、図書、資料、DVD の閲覧と貸出、資源回収ステーションの設置、広報紙やホームページによる情報の発信を行っています。

②リユース事業

家庭の不用品を持ち寄るリサイクルショップ「もいちど倶楽部」の運営、大型家具の再生販売、日用品修理再生事業などを行っています。平成 23 年度の「もいちど倶楽部」の利用実績は出品者数 2,948 人、出品点数 39,294 点、販売点数 28,996 点でした。

③講座・講習会、イベント事業

ごみ減量やリサイクル意識の啓発を進めるための各種の講座・講習会や環境学習・職業体験等を行っています。平成 23 年度の講座・講習会は地域への出前講座を含めて 33 回、環境学習等は 32 回実施しました。また、各種イベントやフリーマーケットを開催しています。

資源回収の充実による循環する社会

●新たな資源回収の検討

平成 20 年度以降、新たな資源回収を検討、実施した結果、実施前と比べて資源化率は向上しました。更なる資源化率向上を目指して、今後も継続的な検討が必要です。

①容器包装プラスチックの資源回収

平成 20 年 4 月から区全域で容器包装プラスチックの資源回収を開始しました。週 1 回区内約 18,400 箇所のごみ集積所で回収しています。回収した容器包装プラスチックは、中間処理施設で選別・ベール化した後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。

②狭小路地地域におけるびん・缶・ペットボトルの資源回収

狭小路地地域では普通貨物自動車が運用できないため、資源回収拠点を設置することができず、多くが金属・陶器・ガラスごみに排出されていました。そこで、平成 21 年 7 月から軽貨物車を導入することにより、狭小路地地区における資源回収拠点の設置を可能にしました。

③スプレー缶・カセットボンベの資源回収

従来、金属・陶器・ガラスごみとして処理していたスプレー缶とカセットボンベについて、平成 22 年 4 月から資源としての回収を開始しました。区内約 3,500 箇所のびん・缶・ペットボトル等の回収拠点に専用の回収容器（コンテナ）を設置して回収しています。回収後、回収事業者の保管施設内でガス抜きを行ったうえ、資源化が可能な素材（雑缶）について売却しています。

④乾電池リサイクルの拡充

従来、区施設など区内約 70 箇所で回収していた乾電池について、平成 23 年 4 月から区内約 3,500 箇所のびん・缶・ペットボトル等の回収拠点での回収を開始しました。

適正なごみ処理を行う社会

●事業者への指導

平成 24 年度から、再利用計画書の提出を延べ床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物から 1,000 m²以上に拡大し、より多くの事業者を把握し、指導しています。これからも事業系のごみの減量や資源化の推進に向けた、指導や情報提供が必要です。

●廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱回収）の実施

平成 20 年度から、今まで不燃ごみに含まれていた「廃プラスチック類」を燃やすごみ扱いとし、埋立処分場の延命化を図りました。また、ごみ焼却から発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効利用しています。つくられた電気や高温水などは、清掃工場を稼働するために利用し、残った電気は電気事業者へ売却しています。しかしながら、廃プラスチック類の焼却で温室効果ガス排出量は増加しています。増加した温室効果ガス排出量を減らすためには、燃やすごみの中のプラスチックの減量と資源化が必要です。

● 清掃事務所による環境学習

清掃事務所及び各清掃センターでは、小学校、幼稚園、保育園に清掃職員が出向き、紙芝居やゲーム等を通じてごみ減量や資源・ごみの正しい分別方法について学ぶ環境学習を実施しています。平成23年度は、27校・園で実施しました。また、中学生を対象に、実際に収集作業を体験する職場体験を実施しています。町会・自治会、地域の団体などに対しては、出前講座を実施して普及啓発を図っています。しかしながら不適正排出がなくなるという現状を考えると、今後も学習内容の充実を図り、受講者数を伸ばしていくことが必要です。

区民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たす社会

● 区民の役割

区政モニターアンケート（平成24年度第2回）調査結果では、約50%が3R活動について「聞いたこともあり、内容も知っていた」となっています。また「ごみを正しく分別し、資源となるものは資源回収に出す」が約88%となっています。ごみの発生抑制や、ごみを適正に排出するように、多くの区民が生活スタイルを見直し、これからも心がけていくことが必要です。

● 事業者の役割

ごみ発生抑制を考えた商品の生産や販売、レジ袋の有料化や簡易包装の実施など、事業者のごみ発生抑制に向けた取り組みは推進されてきています。ごみの発生抑制には事業者側の取り組みが欠かせません。これからもごみ発生抑制を考えたサービス活動を一層進める必要があります。

● 区の役割

各種イベントでの周知活動、普及啓発パンフレット・チラシの作成・配布、リサイクル・清掃広報紙の発行、ホームページによる情報発信、施設見学会、ごみ減量及びリサイクル功労者表彰式・記念講演会などの実施等により、継続的に普及啓発活動を行っています。普及啓発パンフレット・チラシは、外国人向けに日本語版の外に中国語版、ハングル版、英語版を作成しています。

また、新宿区への転入者に対しては、区役所や特別出張所の窓口で普及啓発パンフレット・チラシを配布しています。加えて、年度末には新年度用のパンフレット又はチラシを全戸配布しています。今後も区民のニーズにあわせた情報発信が必要です。

(1)家庭ごみの分別の徹底

一人1日当たりごみ量は減少しているものの、平成23年度に実施された家庭ごみの排出実態調査では、燃やすごみで排出された中の27.9%に、金属・陶器・ガラスごみで排出された中の28.6%に資源が含まれているという結果になりました。ごみ減量・資源化率向上のためには、今まで以上にごみの適正な分別の徹底が必要です。

また、燃やすごみの約35%を占める生ごみを減量するための対策も重要です。

(2)資源化率の伸び悩み

平成20年4月からの資源・ごみの新分別を実施に伴い、平成20年度には、資源化率が大いに向上しました。しかしながら、その後は21%弱で推移しています。新たな資源回収を検討し、現在はごみとして排出されている物からも資源を回収していくことで、資源化率の向上を目指すことが必要です。

(3)事業系ごみの減量と資源化の推進

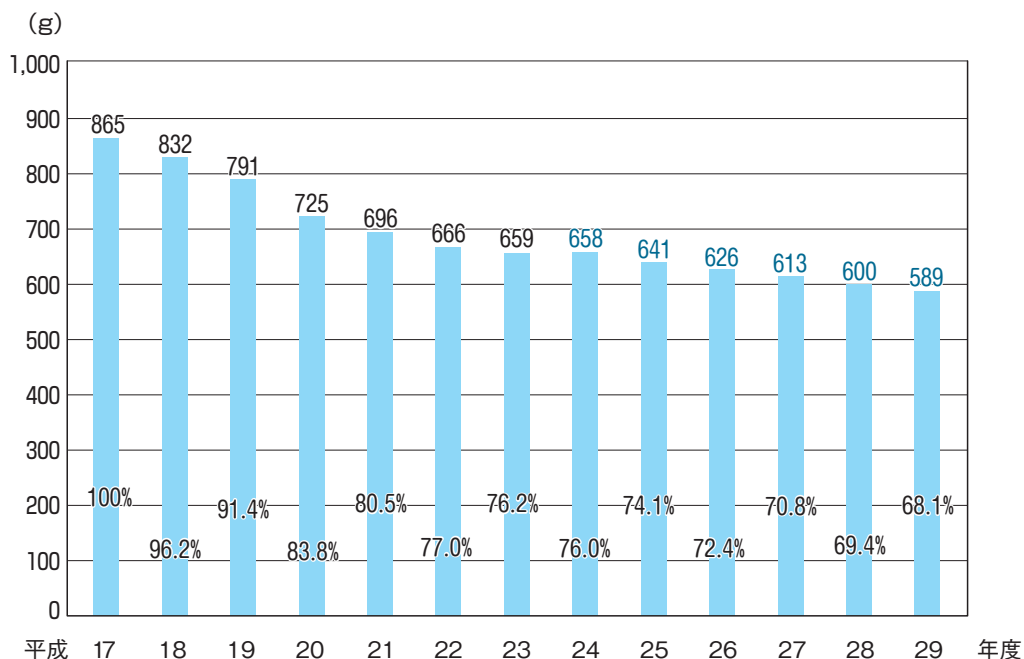
延べ床面積3,000㎡以上の大規模事業者には、長年にわたり排出指導を行っており、ごみ減量及びリサイクル推進への取り組みは比較的進んでいます。平成24年度からは、再利用計画書の提出を延べ床面積1,000㎡以上の事業者に拡大しました。今後は中・小規模事業者についても、ごみ減量及びリサイクル推進に向けた取り組みについての排出指導が重要となります。また、自己処理責任の観点から、民間の廃棄物処理業者への移行を推進することも必要です。

(1)ごみ量と資源化率の推計

「ごみ半減、リサイクル倍増」のチャレンジ目標の達成に向けた現在の状況は、平成23年度実績で、区収集ごみ量対17年度比23.8%減（865gが659g）、資源化率が3.7%増（17.4%が21.1%）となっています。

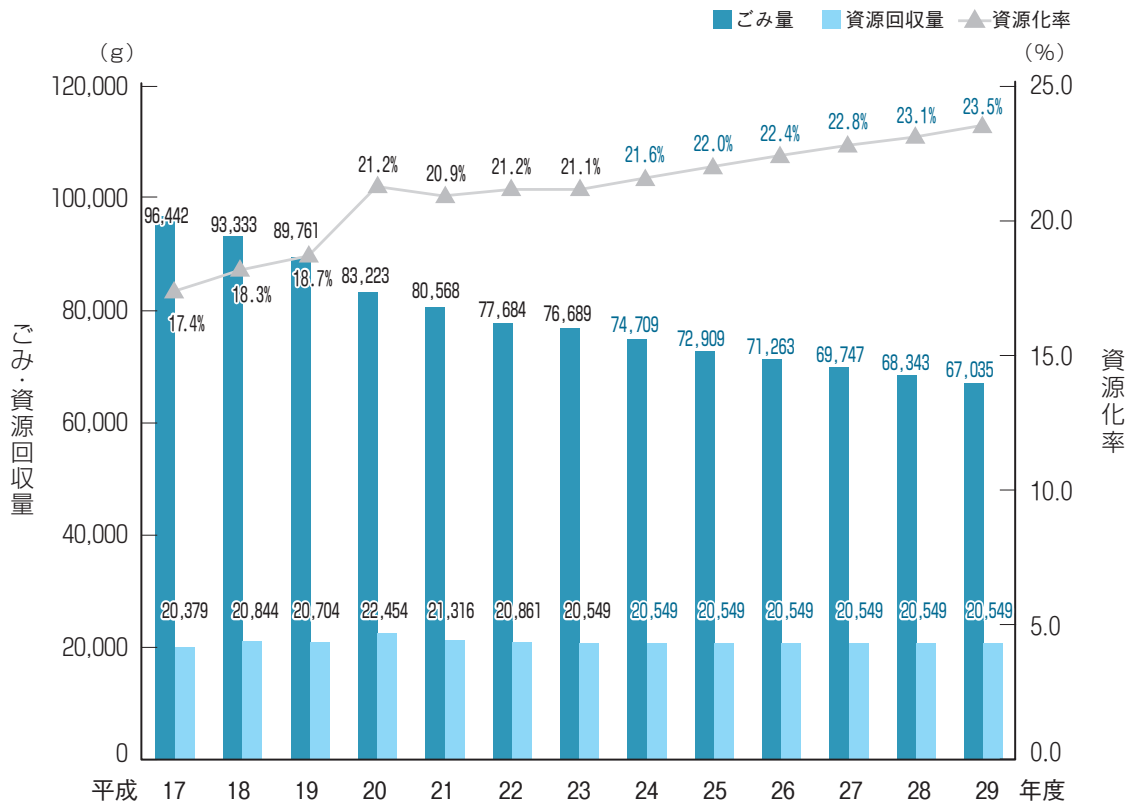
※ ここでの推計は、これまでのごみ量等の傾向や施策がそのまま継続された場合の数値です。

一人1日当たりごみ量推計（%は平成17年度比）



※ 一人1日当たりごみ量の推計は、区収集ごみ推計量（P29 参照）を区人口で割り返した数値です。

区収集ごみ量・資源回収量の推計と資源化率の推計



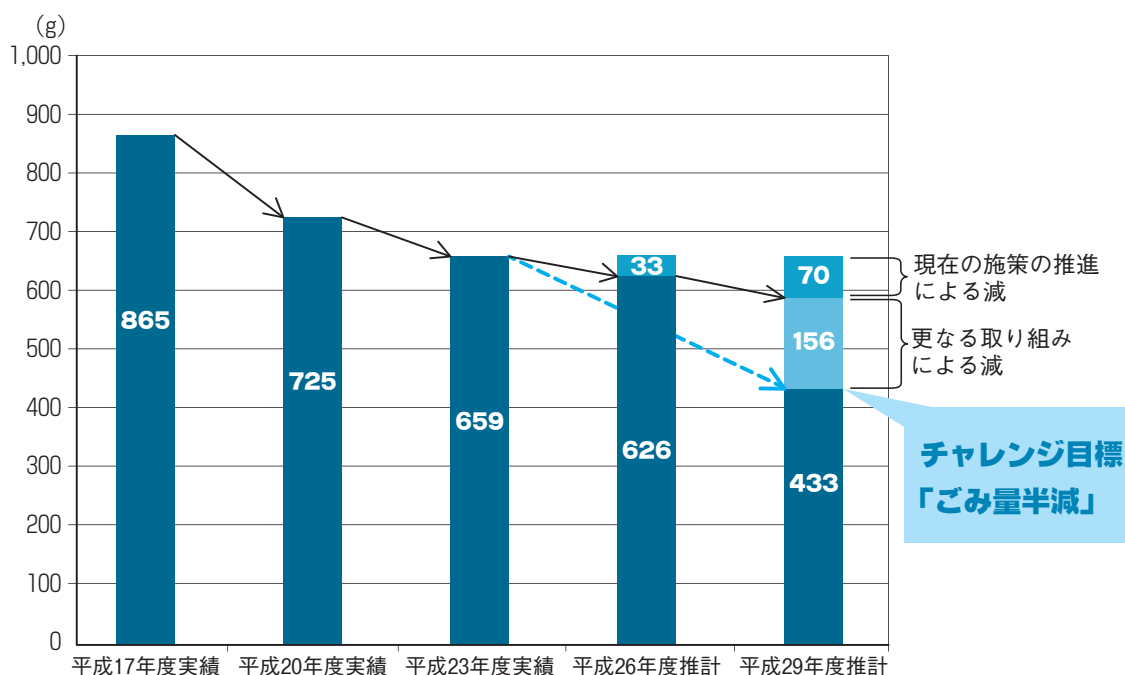
※区収集ごみ推計量については、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみ、それぞれの過去5年間の対前年度変化率のうち、最大・最小値を除いたものの平均値を乗じて積算したものとしています。平成17年度から23年度は実績数値です。
 資源回収推計量については、平成23年度の実績から、基本的な資源量は変化しないとしたうえで推計します。

資源化率については、それぞれの推計量に基づき下記の算式で推計します。

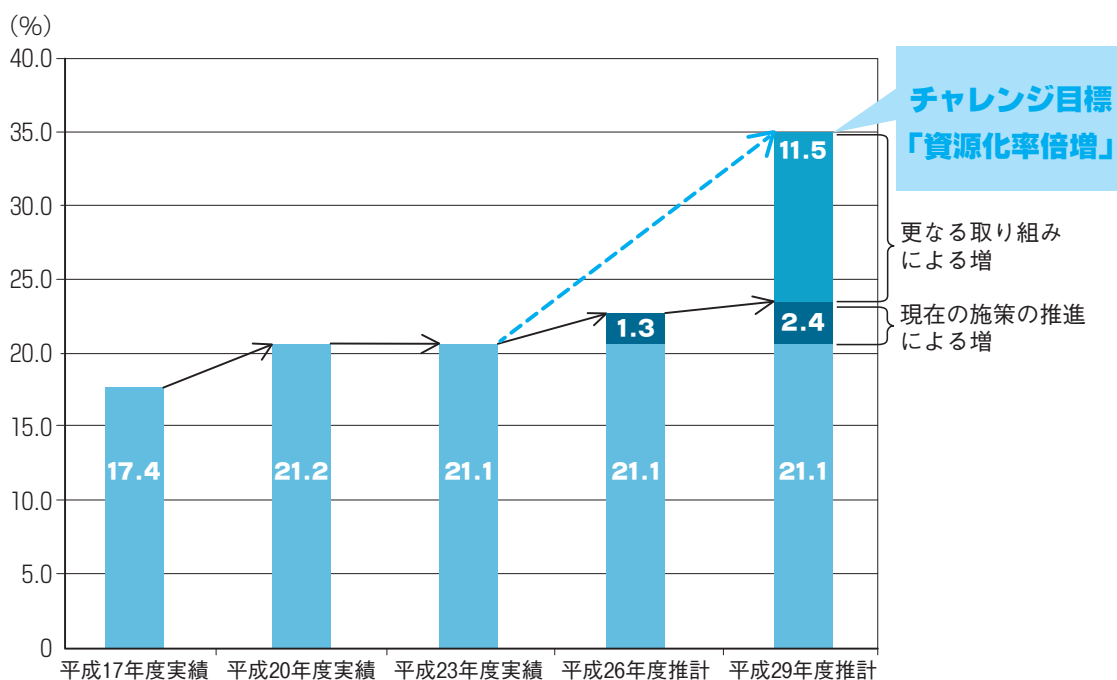
$$\text{資源化率} = \text{資源回収量} \div (\text{区収集ごみ量} + \text{資源回収量})$$

現在行っている施策が今後とも継続して推進された場合のごみの量等の推移を推計してみると、既定の施策の推進によって一人1日あたりのごみ量は、平成29年度には17年度比で31.9%（865gが589g）の減量と推計され、同じく資源化率は17.4%から23.5%と6.1%向上すると推計されますが、当初計画で掲げた「ごみ半減、リサイクル倍増（平成29年度までに区収集ごみ量対17年度比50%減（865gが433g）、資源化率17.4%から35%へ）」のチャレンジ目標の達成には至りません。

ごみ量の推計



資源化率の推計



第4章 これからのリサイクル清掃施策の取り組み

基本計画（平成 20 年 3 月）策定にあたっては、新宿区リサイクル清掃審議会において「ごみ減量の推進や資源化率の向上については、高いハードルであっても区民や事業者に分かりやすく、積極的に取り組む合言葉になるような目標を掲げていくべきである。」と答申を受け、「ごみ半減、リサイクル倍増」（平成 29 年度までに区収集ごみ量の対 17 年度比 50%減（865g を 433g）、資源化率 17.4%を 35%へ）を“みんなで取り組むチャレンジ目標”として位置づけました。

基本計画（平成 20 年 3 月）が策定されてから 5 年が経過し、様々な施策が実行されてきました。新宿区のごみは減少してはいるものの、第 3 章で述べたように新宿区のごみの量と資源化率の現状と推計は、基本計画（平成 20 年 3 月）で掲げられたチャレンジ目標の数値とは大きく乖離しています。

このチャレンジ目標を達成することは容易なことではありません。計画最終年度（平成 29 年度）までに目標の数値を達成するためには、ごみの減量・資源化に向けた区民一人ひとりの日常的な行動の促進や意識改革が求められます。

今後一層のごみ減量・リサイクルを推進するために、本計画の中間年度にあたる今回の改定においても、基本計画（平成 20 年 3 月）の「ごみ半減、リサイクル倍増」（平成 29 年度までに区収集ごみ量の対 17 年度比 50%減（865g を 433g）、資源化率 17.4%を 35%へ）という“みんなで取り組むチャレンジ目標”を継承し、これからも区のみでなく区民や事業者と協働して、目標の実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

資源循環型社会の構築を目指して

みんなで取り組むチャレンジ目標

～ごみ半減、リサイクル倍増にチャレンジ～

平成 29 年度までに 区収集ごみ量の対 17 年度比 50%減、資源化率 35%へ

ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す

平成 19 年 12 月に策定された新宿区基本構想・総合計画では、区の基本目標の一つとして「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。

また、新宿区第二次環境基本計画の中でも、目指すべき環境都市像を「地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる持続可能な環境都市・新宿」とし、それを実現するための基本目標の一つとして「資源循環型の社会を構築します」と掲げています。

今後、新宿区が目指すまちづくりの方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける、将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

リサイクル清掃の分野においては、限りある資源を効果的に利用するための、持続可能な資源循環型社会の構築が必要です。環境負荷を抑えるためには、ごみの発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の 3R の中でも、ごみの発生抑制が最も重要です。

環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する

清掃事業、資源回収事業は、収集車両の運行や清掃工場の稼働等、環境への負荷を発生させる側面も持っています。また、これらの事業の運営には、多大な経費を要します。事業実施にあたっては、環境への配慮を徹底するとともに、効率的な事業運営を追及していかなければなりません。その際には、ごみの処理や資源化に要する経費などの適正で公平な負担のあり方の検討も必要です。

具体的な施策実施にあたっては、次の4つを柱とします。

(1)ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）をさらに進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指します。

- ①ごみの発生抑制の推進
- ②ごみの発生抑制のための区民・事業者・行政の連携
- ③不用品再使用の促進
- ④新宿リサイクル活動センターの充実
- ⑤ごみ発生抑制手法の検討

(2)資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源をむだにしない循環社会を目指します。

- ①資源集団回収の充実
- ②現行の資源回収の徹底
- ③新たな資源回収の検討

(3)適正なごみ処理を行う社会

発生抑制・再使用・再生利用に努め、それでもごみとなって排出されたものについては、適正に処理を行う社会を目指します。

- ①ごみの適正な分別の徹底
- ②不法投棄等への対応
- ③作業の効率化と適切な費用負担
- ④事業者への指導
- ⑤東京二十三区清掃一部事務組合との協力

(4)区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会

スリムで循環し、適正なごみ処理を行う社会の実現のため、区民・事業者・行政が各自の責任を果たす社会を目指します。

- ①区民の役割
- ②事業者の役割
- ③区の役割

新宿区一般廃棄物処理基本計画【体系図】

基本的な考え方

『ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す』

『環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する』

課題1 家庭ごみの分別の徹底

課題2 資源化率の伸び悩み

課題3 事業系ごみの減量と資源化の推進

ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制(リデュース Reduce)や再使用(リユース Reuse)をさらに進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指す。

資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用(リサイクル Recycle)を拡充して、資源をむだにしない循環社会を目指す。

適正なごみ処理を行う社会

発生抑制・再使用・再生利用に努め、それでもごみとなって排出されたものについては、適正に処理を行う社会を目指す。

区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会

スリムで循環し、適正なごみ処理を行う社会の実現のため、区民・事業者・行政が各自の責任を果たす社会を目指す。

取り組む事項

- ① ごみの発生抑制の推進
- ② ごみの発生抑制のための区民・事業者・行政の連携
- ③ 不用品再使用の促進
- ④ 新宿リサイクル活動センターの充実
- ⑤ ごみ発生抑制手法の検討

- ① 資源集団回収の充実
- ② 現行の資源回収の徹底
- ③ 新たな資源回収の検討

- ① ごみの適正な分別の徹底
- ② 不法投棄等への対応
- ③ 作業の効率化と適切な費用負担
- ④ 事業者への指導
- ⑤ 東京二十三区清掃一部事務組合との協力

- ① 区民の役割
- ② 事業者の役割
- ③ 区の役割

みんなで取り組むチャレンジ目標

平成29年度までに区収集ごみ量の対17年度比50%減、資源化率35%へ

「ごみ半減、リサイクル倍増」

(1)ごみ発生抑制によるスリムな社会

①ごみの発生抑制の推進

●生ごみ減量への取り組み

燃やすごみの約 35%を占める生ごみは、その 80%以上が水分であるため、家庭から排出される生ごみの水分を減らすための対策を推進していきます。

●消費行動に係わるごみ発生抑制の推進

マイバッグ・マイボトルの持参や簡易包装用品の購入、サイダーやビールびん等のリターナブルびんの利用や詰め替え用商品の活用など、ごみ発生抑制に向けた区民及び事業者の意識の喚起に努めます。

②ごみの発生抑制のための区民・事業者・行政の連携

●新宿区 3R 推進協議会の運営

3R 推進キャンペーンイベントの開催や、レジ袋辞退を促進するための「新宿エコ自慢ポイント」の運営、「3R 協働宣言」による「3R 行動計画書」の作成などにより、3R の推進に対する意識向上と実践を目指すために、区民・事業者・行政が相互に理解し、実現可能なごみ減量の取り組みを検討していきます。

③不用品再使用の促進

●不用品再使用のための情報提供

指定管理者が行うリサイクル活動センターの事業の中で、家庭の不用品を持ち寄りリサイクルショップ「もいちど倶楽部」の運営を行うとともに、大型家具の再生販売、日用品修理再生事業などを行っていきます。民間ベースで運営しているリサイクルショップやフリーマーケット等について、積極的に情報提供をしていきます。

④新宿リサイクル活動センターの充実

不用品再利用事業や 3R の普及啓発のための講座等を実施し、3R 活動の更なる充実を図るため、平成 23 年度から建替え工事を行った新宿リサイクル活動センターを平成 25 年 11 月に再オープンします。既存の西早稲田リサイクル活動センターとあわせて、関係団体との協働で、ごみの発生抑制や不用品の再使用を促進するための事業を展開していきます。

⑤ごみ発生抑制手法の検討

●家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化は、区民のごみの減量やリサイクルへの当事者意識を高めるとともに、消費者としてごみの出にくい商品を求めることで生産者・販売者側もごみの少ない商品を提供するように誘導されるなど、ごみの発生抑制が期待されます。都内市町村においても有効な施策の一つとして平成 23 年 4 月現在、39 市町村のうち 22 の市町で実施されています。また、環境省の調査では、平成 22 年度実績で、全国 1,750 自治体の内 1,084 (61.9%) の自治体が家庭ごみの有料化を実施しており、政令指定

都市においても 8 市が実施しています。このことは、ごみの有料化はごみの発生抑制に有効な手段であることを裏付けています。また、基本計画（平成 20 年 3 月）策定にあたっては、新宿区リサイクル清掃審議会でも、家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制手法として有効性があると評価しています。

しかし、平成 21 年度第 2 回の区政モニターアンケート調査では、「家庭ごみの有料化に対する考え方」の回答として、有料化は止むを得ないを含め有料化すべきとの意見が約 3 割、逆に約 6 割の方が有料化すべきでないと回答しています。有料化は、区民に直接負担を課すとともに、戸別収集が一つの要件となり、区が負担すべき人件費・物件費など多くの経費も必要となります。また、不法投棄も懸念されます。したがって、今後も引き続き近隣区の状況を調査・整理するとともに、区民との十分な意見交換を行いながら、検討していきます。

(2)資源回収の拡充による循環する社会

①資源集団回収の充実

地域団体による資源集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なく、区からの報奨金が地域団体の活動支援金となる点で優れた手法であり、地域コミュニティの活性化に役立っています。また、一部業者による資源の抜き取りの効果的な対策になっている反面、地域団体の世話人の負担や回収回数が少ないなどの課題もあります。

現在、区では資源集団回収を推進するため、実施団体に向けて報奨金や物品の支給の支援を行っており、広報等により資源集団回収の周知を充実させ、町会・マンション管理組合等へ新規登録を働きかけていきます。また、他の自治体の状況も参考にしながら、資源集団回収の充実・強化について検討していきます。

②現行の資源回収の徹底

現在ごみとして出されているものの中には、まだまだ資源回収対象物が含まれていません（P17 参照）。

適切な普及活動や排出指導により、ごみの中に混入している資源の回収の徹底を呼びかけていきます。

③新たな資源回収の検討

資源化率向上を目指し、金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみから新たな資源の回収を検討します。

平成 25 年 4 月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、効果的な資源の回収を検討します。

現在、資源回収の拠点数がごみ集積所に比べ少ないため、拠点によっては資源がコンテナ等よりあふれ、地域の方々に迷惑をかけている状況があります。今後、資源回収のあり方及び拠点の整備について、資源とごみの分別・排出の利便性の向上や、回収・収集の効率化を目指し、ごみ集積所と資源回収拠点の統合に向けた検討を行います。

(3)適正なごみ処理を行う社会

①ごみの適正な分別の徹底

区民に対しては、十分な情報の浸透と協力の喚起が不可欠であり、区を挙げての周知活動を行います。その際には、行政からの一方向の情報提供だけでなく、各種活動団体による周知活動など、区民も参加した様々な主体による取り組みを行います。

また、区内で生活する多くの外国人にも資源やごみの分別排出ルールを浸透させるために、「資源・ごみの正しい分け方・出し方」パンフレット等主なチラシについては、日本語版の外に中国語版、ハングル版、英語版を作成し、周知を図ります。

②不法投棄等への対応

集積所に出された分別が不適切なごみに対しては、地域住民の協力を得ながら、清掃事務所の職員によるきめ細やかな排出指導を行っていきます。

また、不法投棄については、頻発する集積所へのパトロールの実施や、悪質なケースの警察への告発等厳しく対応していきます。

③作業の効率化と適切な費用負担

●収集運搬作業の効率化

ごみの排出状況にあわせた収集体制を整備し、作業の能率向上と経費の効率化を図ります。

●新宿中継所の運営

新分別やサーマルリサイクルの導入に伴う組成の変化に対応した施設運営や施設整備を行うとともに、効果的な施設運用を検討します。

●適切な費用負担

事業系や粗大ごみの処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際のごみ処理原価との整合を図り、平成 25 年 10 月に手数料改定を行います。

④事業者への指導

事業系のごみについても、ごみの減量や資源化の推進に向け、適切な指導や情報提供を行っていきます。

●事業用大規模建築物への指導

平成 24 年度から、再利用計画書の提出を延べ床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物から 1,000 m²以上に拡大したことで、23 年度比で約 1,300 件増の 1,980 件の事業者を把握しています。この計画書に基づき立ち入り指導を行うとともに、適正分別の徹底及びリサイクル率の向上を指導していきます。

- **事業系ごみの区による収集の見直し**

現在区が収集しているごみ排出日量 50Kg 未満の事業系ごみに関しては、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、事業者の理解と協力のもと、排出日量やごみの収集回数等を見直し、行政による収集から民間の廃棄物処理業者による収集への切り替えを進めていく必要があります。

- **一般廃棄物処理業者等に対する指導**

新宿区内の事業者から排出される一般廃棄物を回収する一般廃棄物処理業者に対して、許可・指導事務を行い、廃棄物の適正な処理を図ります。平成 25 年 4 月より、一般廃棄物処理業の許可に関する申請・届出等の事務は、東京二十三区清掃協議会で共同処理します。

⑤ **東京二十三区清掃一部事務組合との協力**

区内に清掃工場が所在していない区として、清掃工場を管理運営する東京二十三区清掃一部事務組合と綿密な連携を図ります。

(4) 区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会

① **区民の役割**

- **生活スタイルの見直し**

ごみになるようなものは買わない・断る、必要なものは必要な分だけ買う、壊れたら修理して長く使う、詰替製品を使うなど、生活スタイルを見直し、ごみ減量に努めることが望まれます。

- **資源・ごみの適切な排出**

発生・排出抑制に努め、それでも廃棄せざるを得ないものについては、できる限り資源とごみを分別し、適正に排出するよう努めることが大切です。

② **事業者の役割**

- **ごみの発生抑制を考えた商品の生産・販売**

事業者は、拡大生産者責任の考え方を遵守し、ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売やサービス活動を一層進めていくことが望まれます。

- **事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・資源化の推進**

事業活動から生じるごみの再利用については事業者の自主的な取り組みです。事業系ごみにおける事業者の自己処理責任を明確化するとともに適正排出に努めることが求められます。

③区の役割

●拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを変えるためには、費用負担を含め再検討するとともに、引き続き国や事業者に対して拡大生産者責任（EPR）を求めていくことが必要です。

※拡大生産者責任：従来自治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方。これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待される。また、市場経済を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組みである。

●多様な普及活動

外国人人口が多いこと、区民の転出入が多いこと、単身者世帯が多いことなど、新宿区の特徴を踏まえた効果的な周知活動が求められます。

ごみを出さない工夫として、「発生抑制（Reduce リデュース）」することを第一と考え、さまざまな媒体を活用して区民や事業者への積極的な周知活動を行っていきます。また、環境・リサイクル教育について、学校や地域と連携し、普及啓発を図っていきます。

3 チャレンジ目標達成のために

チャレンジ目標を達成するためには、区民・事業者・行政が各々に出来るところから始めていくことが大切です。たとえ小さな取り組みでも、新宿区全体では大きな結果となるでしょう。

例えば、家庭で出来る取り組みについて、事例を紹介します。

燃やすごみの約 35%を占める生ごみは、その 80%以上が水分です。また、現在ごみとして出されているものの中には、燃やすごみで 27.9%、金属・陶器・ガラスごみで 28.6%の資源回収対象物が含まれています。

- 生ごみを乾燥させたり絞ったり（30g 減）、野菜の皮や茎を食べる工夫をする（35g 減）など、今より生ごみを約 30%減らすことができれば、一人 1 日当たりごみ量は 65g 減となります。
- 金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみからの新たな資源の回収や、使用済小型電子機器等の回収を実施していくことで、一人 1 日当たりごみ量は 3g 減となります。
- ごみの中に混入している資源回収対象物の約 50%が正しく資源として分別され回収された場合、一人 1 日当たりごみ量は 88g（ティッシュの箱 3 箱分）減となります。

このように、一人 1 日当たりの生ごみを約 30%（65g）減らし、また、金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみからの新たな資源の回収や、使用済小型電子機器等の回収を実施し（3g）、かつ、ごみの中に混入している資源回収対象物の約 50%（88g）が正しく資源として回収された時のごみの減量分（156g）に、現在の施策の推進によるごみの減量分（70g）をあわせると、一人 1 日当たりのごみ量は 433g、資源化率は 35%となり目標を達成することができます。

新宿区は新たな資源の回収等を含めた更なる取り組みで、チャレンジ目標を達成していきます。

第5章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

区内の下水道普及率はすでに 100%となっていますが、なお4戸のくみ取り戸が存在しています。残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、引き続き区による収集・運搬を行います。また、処分については、東京二十三区清掃一部事務組合が下水道放流により行います。

一方、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設便所のし尿」は、一般廃棄物処理業者による処理に委ねます。

2 生活排水の排出状況

過去5年のくみ取り戸数の推移は、下記のとおりです。

年度	平成 20	21	22	23	24
くみ取り戸数	5戸	5戸	4戸	4戸	4戸

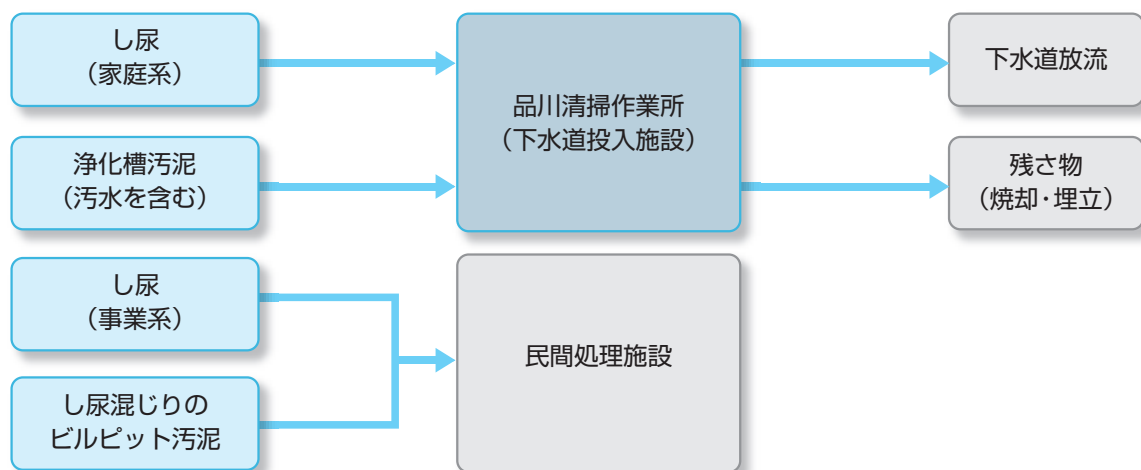
3 処理の主体

生活排水の収集、運搬あるいは処分の主体は、原則として以下のとおりとなります。

	区分	収集・運搬	処分
家庭系	し尿	新宿区 ^{※1} 日量 0.16 キロリットル ^{※2}	東京二十三区清掃一部事務組合
	浄化槽汚泥（汚水を含む）	一般廃棄物収集運搬業者	東京二十三区清掃一部事務組合
事業系	し尿	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者
	し尿混じりのビルピット汚泥	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者

※1 平成 25 年度から新宿区内で発生するし尿は、近隣区との共同処理になります

※2 表中の数値は平成 24 年度（4 月～9 月）の平均収集量です。



資料編

平成 23 年度 新宿区家庭ごみ排出実態調査報告書（概要）

1 調査概要

(1)調査の目的

本調査は、集積所及び協力モニター世帯のごみの量・性状を調査・分析することで、新宿区内から発生する家庭ごみの排出実態などを総合的に把握し、ごみの減量化、資源の再生利用等の推進を図る上での基礎資料を得るために実施した。

(2)調査内容

①集積所組成調査

集積所に排出された家庭ごみ（燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ）を回収し、区の指定する分類品目ごとに重量・容積を測定した。

調査にあたっては、各住居形態を代表する 4 地域（戸建地域 2 地域、集合住宅地域 2 地域）を選定し、当該地域の集積所に排出された家庭ごみ（燃やすごみ 824.31 kg、金属・陶器・ガラスごみ 188.52 kg、合計 1012.83 kg）を対象に実施した。

②排出原単位調査

モニター世帯から一定期間に出た、全てのごみや資源（通常集団回収や区の収集以外に出しているも含む。）を回収し、あわせて組成分析を行い、1 人 1 日あたりのごみ及び資源の排出量（排出原単位）を推計した。

調査にあたっては、区内世帯の中から地域・住居形態が偏らないよう協力依頼を行い、計 118 世帯をモニター世帯として選定した。

(3)調査期間

平成 23 年 9 月 5 日（月）～平成 23 年 9 月 17 日（土）の 13 日間。

(4)分類品目

収集サンプルは、可燃物 34 品目、不燃物 23 品目、外袋 3 品目（排出原単位調査では除く）の合計 60 品目類に分類した。

また、本調査で資源回収品目とした主な品目は以下のとおりである。

	項 目	品 目
資源回収品目	紙 類	ダンボール、資源紙パック、新聞・チラシ、雑誌、雑紙、OA 用紙
	プラスチック類	ペットボトル、食料・飲料用ボトル、チューブ類、パック・カップ類、トレイ、レジ袋、フィルム・ラップ類、その他容器包装プラスチック
	金 属 類	アルミ缶、スチール缶、電池、スプレー・カセットボンベ
	ガラス類	リターナブルびん、雑びん

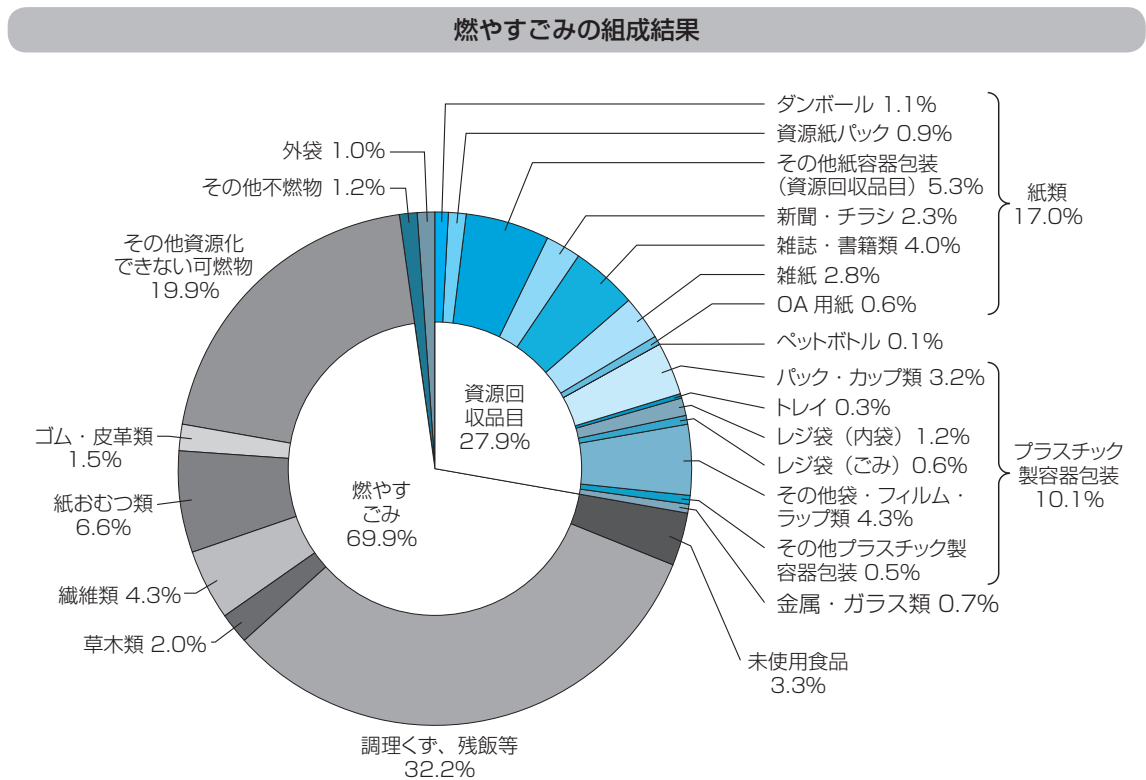
2 集積所組成調査結果（燃やすごみ）

▶ 分別の正しくないものが 29.1%含まれていた。

燃やすごみの中で、資源回収品目は 27.9%、その他不燃物（区の分別では、金属・陶器・ガラスごみ）が 1.2%、あわせて 29.1%が本来の分別でないものであった。資源回収品目の主なものは、新聞・雑誌・ダンボールなどの紙類が 17.0%、パック・カップ・包装フィルムなどのプラスチック製容器包装が 10.1%と大半を占めていた。

▶ 生ごみが全体の 35.5%含まれていた。

最も多い割合であったのは生ごみで 35.5%を占めていた。このうち賞味期限が切れた食品など、使用せずに捨てられているものが 3.3%含まれていた。



燃やすごみに含まれる 1 年間あたりのレジ袋排出枚数について

今回の組成調査の結果から、区民 1 人あたり 1 年間で何袋のレジ袋を、燃やすごみとして排出されているのか排出原単位調査の結果と併せて推計した。その結果、生ごみをまとめる内袋として約 151 枚、単純なごみとして約 31 枚、ごみの外袋として約 46 枚、計約 228 枚のレジ袋が燃やすごみとして排出されていた、と考えられる。（レジ袋 1 枚を 5g とし算出）

3 集積所組成調査結果（金属・陶器・ガラスごみ）

▶ 分別が正しくないものが 38.7%含まれていた。

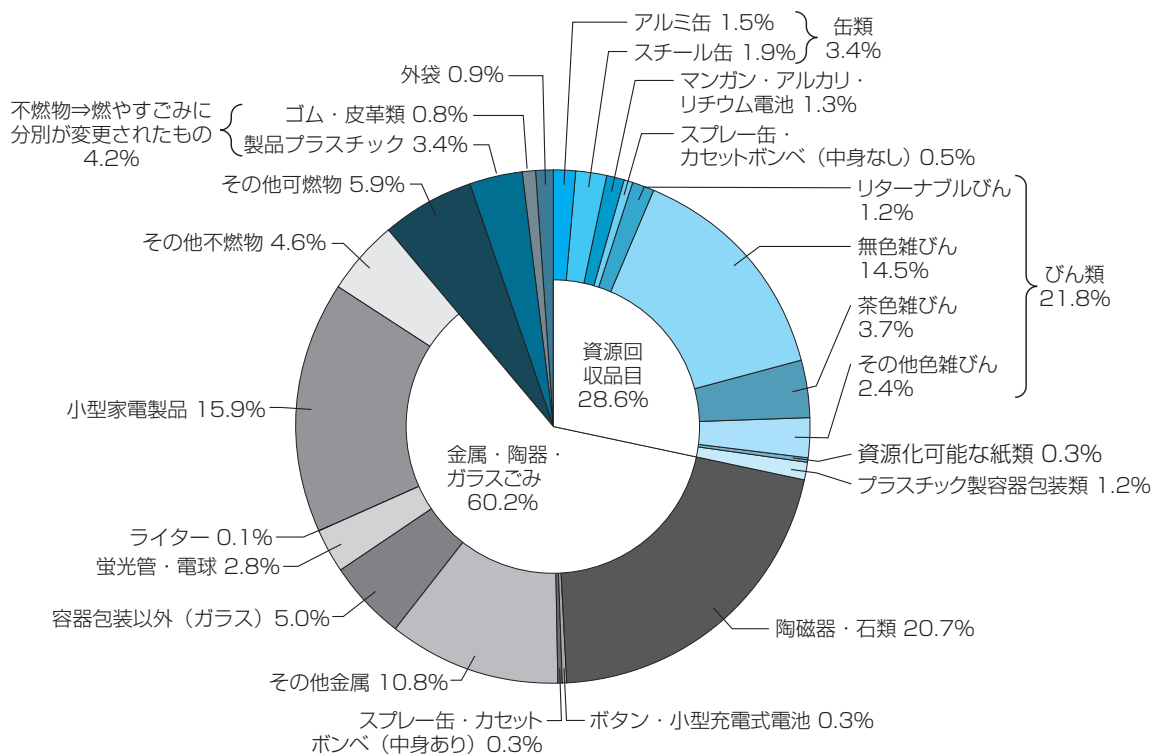
金属・陶器・ガラスごみの中で、資源回収品目は 28.6%、可燃物（区の分別では、燃やすごみ）が 10.1%、あわせて 38.7%が本来の分別でないものであった。

資源回収品目の内訳は、びん類が 21.8%、アルミ・スチールなど缶類が 3.4%、プラスチック製容器包装が 1.2%、電池類が 1.3%、紙類が 0.3%であった。

▶ 平成 20 年度より分別が変わった品目について。

平成 20 年度より不燃物から燃やすごみとして分別されているものが、4.2%含まれていた。内訳は、製品プラスチック（CD、歯ブラシなど）が 3.4%、ゴム・皮革類が 0.8%であった。

金属・陶器・ガラスごみの調査結果



4 排出原単位調査

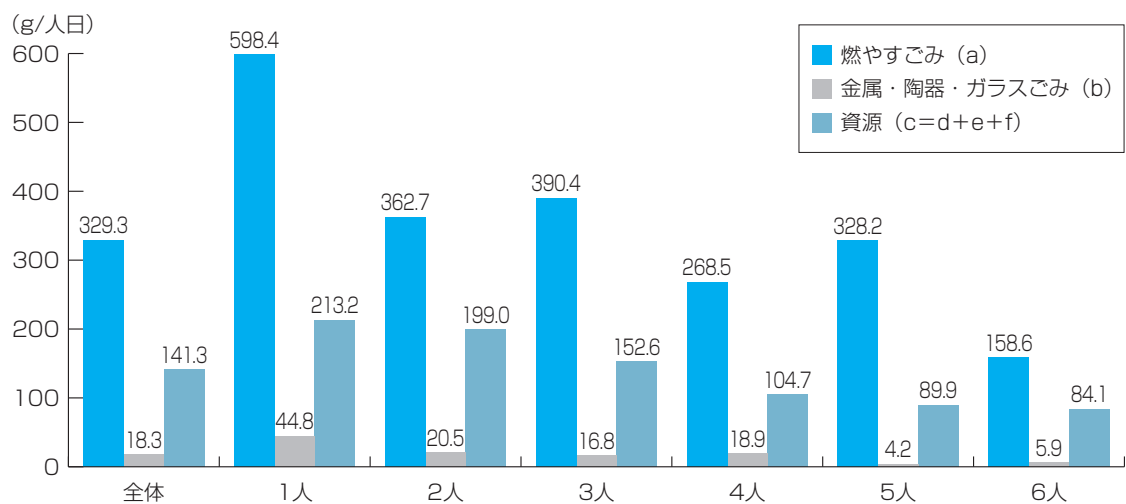
▶ 世帯人数別にみた家庭ごみの排出原単位

家庭ごみの排出原単位（1人あたり1日に排出するごみ、資源の量）は、全体平均で、燃やすごみは329.3g/人日、金属・陶器・ガラスごみでは18.3g/人日、資源では141.3g/人日であった。

世帯人数別の排出原単位の比較では、1人世帯と2人以上の世帯でその差が大きく、3人以下世帯と4人以上世帯においても差が大きかった。店舗回収を含む資源の内訳と世帯人数別の排出原単位について下表に示した。

(単位：g/人日)

	全体	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
燃やすごみ (a)	329.3	598.4	362.7	390.4	268.5	328.2	158.6
金属・陶器・ガラスごみ (b)	18.3	44.8	20.5	16.8	18.9	4.2	5.9
資源 (c=d+e+f)	141.3	213.2	199.0	152.6	104.7	89.9	84.1
びん・缶・ペットボトル類 (d)	57.8	76.1	80.6	66.3	43.4	34.4	33.1
古紙類・プラスチック製 容器包装 (e)	71.3	113.3	99.1	72.9	53.3	54.1	44.9
店舗回収 (f)	12.2	23.8	19.3	13.4	8.0	1.4	6.1
資源を含むごみ (a+b+c)	488.9	856.4	582.2	559.8	392.1	422.3	248.6
資源を除くごみ (a+b)	347.6	643.2	383.2	407.2	287.4	332.4	164.5



平成 24 年度第 2 回 新宿区区政モニターアンケート (抜粋)

テーマ3 ごみ減量、資源・ごみの分別について

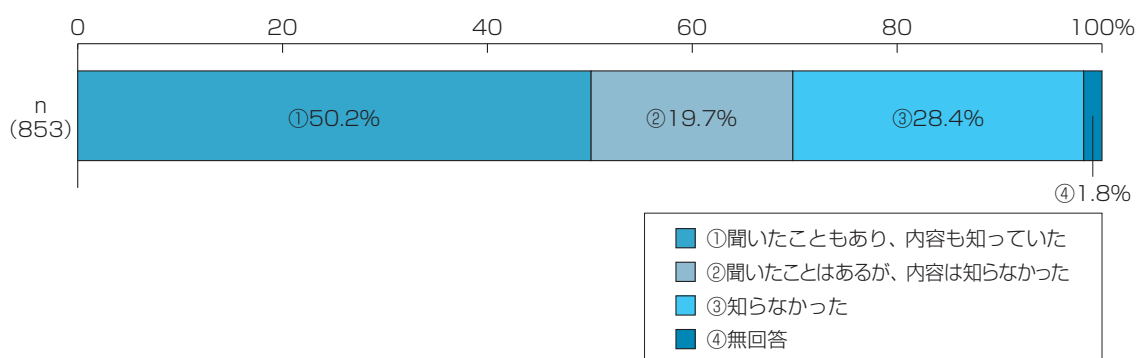
1 「3R 活動」の理解度

◎ 「聞いたこともあり、内容も知っていた」が約5割

問9 あなたは、「3R 活動」について知っていましたか。(n=853)

1 聞いたこともあり、内容も知っていた	50.2%
2 聞いたことはあるが、内容は知らなかった	19.7
3 知らなかった	28.4
無回答	1.8

図2-3-1 「3R 活動」の理解度



「3R 活動」の理解度を聞いたところ、「聞いたこともあり、内容も知っていた」(50.2%)が約5割で最も高く、「知らなかった」(28.4%)、「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」(19.7%)の順となっている。「聞いたこともあり、内容も知っていた」と、「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」を合わせた《聞いたことがある》(69.9%)は、7割弱となっている。(図2-3-1)

2 実際にやっている「3R活動」

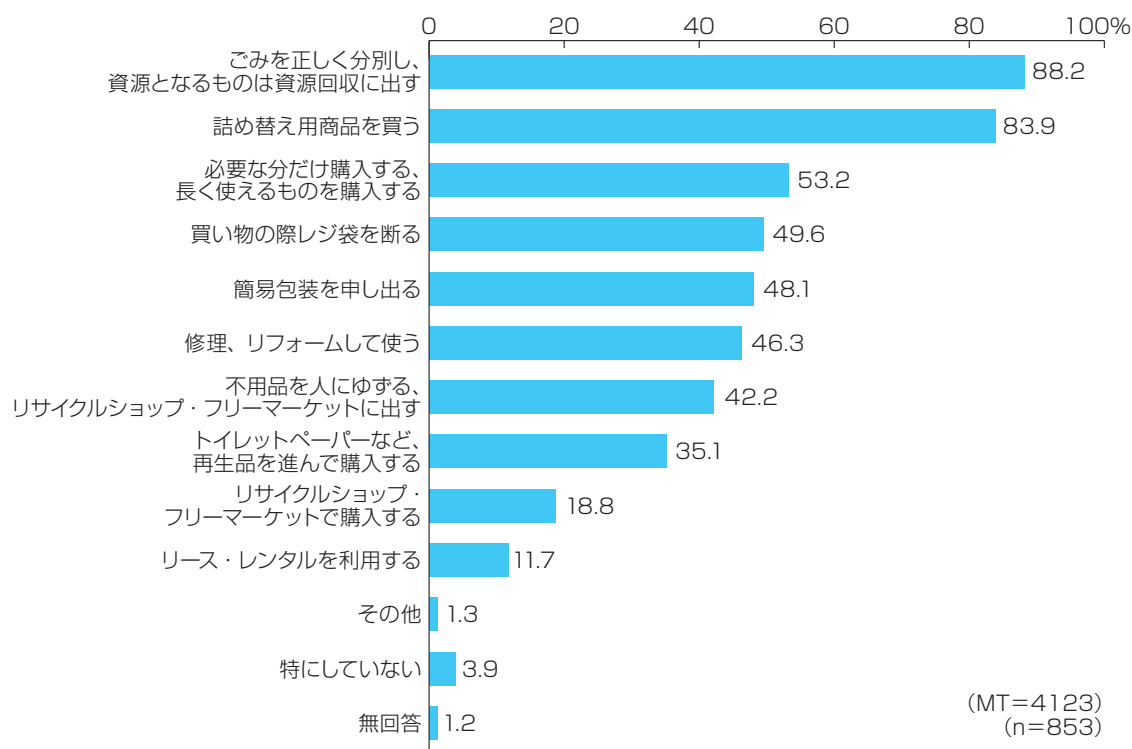
◎「ごみを正しく分別し、資源となるものは資源回収に出す」が9割近く

問10 以下の活動（「3R活動」）の中であなたが実際にやっているものはありますか。

（複数回答可）(n=853)

●リデュース		
1	必要な分だけ購入する、長く使えるものを購入する	53.2%
2	買い物の際レジ袋を断る	49.6
3	簡易包装を申し出る	48.1
●リデュース・リユース		
4	詰め替え用商品を買う	83.9
●リユース		
5	不用品を人にゆずる、リサイクルショップ・フリーマーケットに出す	42.2
6	リサイクルショップ・フリーマーケットで購入する	18.8
7	リース・レンタルを利用する	11.7
8	修理、リフォームして使う	46.3
●リサイクル		
9	ごみを正しく分別し、資源となるものは資源回収に出す	88.2
10	トイレットペーパーなど、再生品を進んで購入する	35.1
11	その他	1.3
12	特にしていない	3.9
	無回答	1.2

図2-3-3 実際にやっている「3R活動」



実際にやっている「3R活動」を聞いたところ、「ごみを正しく分別し、資源となるものは資源回収に出す」（88.2%）が9割近くで最も高く、「詰め替え用商品を買う」（83.9%）で8割台半ば近くとなっている。（図2-3-3）

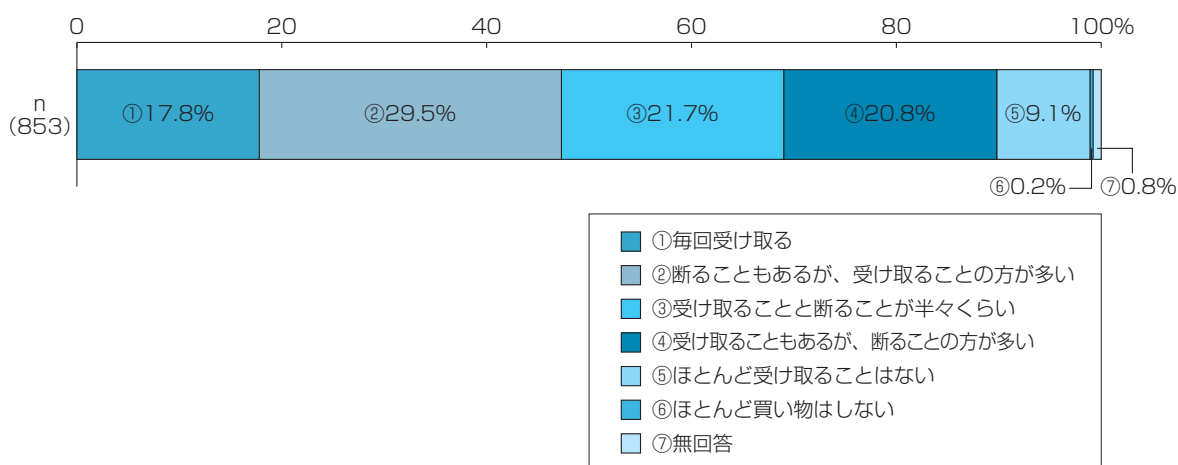
3 レジ袋の受け取りの有無

◎「断ることもあるが、受け取ることの方が多い」が3割弱

問11 あなたは買い物の際、レジ袋を受け取りますか。(n=853)

1 毎回受け取る	17.8%
2 断ることもあるが、受け取ることの方が多い	29.5%
3 受け取ることと断ることが半々くらい	21.7%
4 受け取ることもあるが、断ることの方が多い	20.8%
5 ほとんど受け取ることはない	9.1%
6 ほとんど買い物はしない	0.2%
無回答	0.8%

図2-3-5 レジ袋の受け取りの有無



レジ袋の受け取りの有無を聞いたところ、「断ることもあるが、受け取ることの方が多い」(29.5%)が3割弱で最も高く、「受け取ることと断ることが半々くらい」(21.7%)、「受け取ることもあるが、断ることの方が多い」(20.8%)の順となっている。「毎回受け取る」(17.8%)と、「断ることもあるが、受け取ることの方が多い」、「受け取ることと断ることが半々くらい」、「受け取ることもあるが、断ることのほうが多い」を合わせた《受け取る》(89.8%)は9割弱となっている。(図2-3-5)

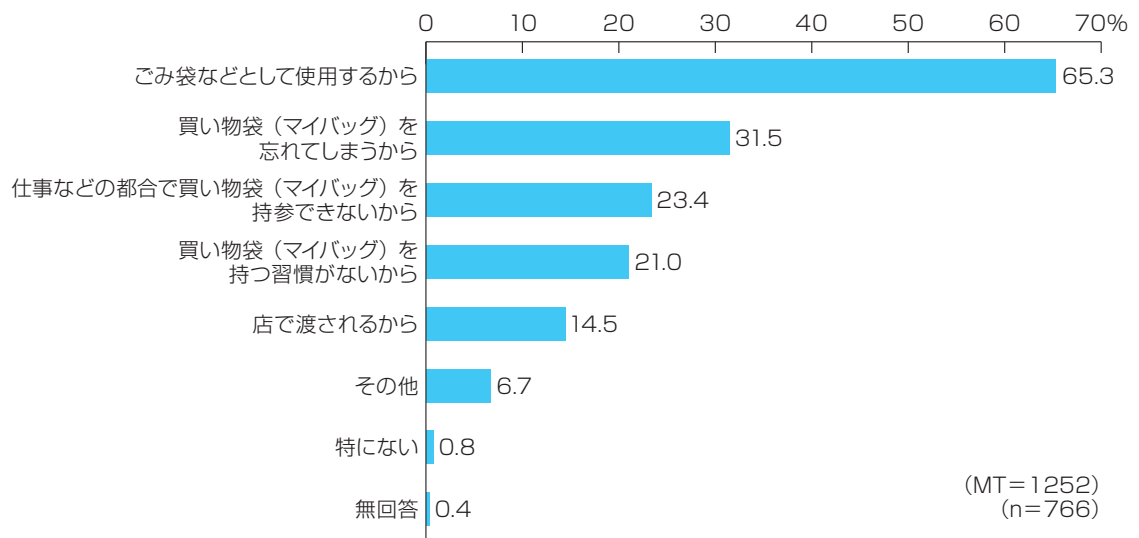
4 レジ袋を受け取る理由

◎「ごみ袋などとして使用するから」が6割台半ば

問11-1 問11で、【1毎回受け取る】、【2断ることもあるが、受け取ることの方が多い】、【3受け取ることと断ることが半々くらい】、【4受け取ることもあるが、断ることの方が多い】の方あなたがレジ袋を受け取る理由は何ですか。(複数回答可)(n=766)

1 買い物袋（マイバッグ）を持つ習慣がないから	21.0%
2 買い物袋（マイバッグ）を忘れてしまうから	31.5
3 仕事などの都合で買い物袋（マイバッグ）を持参できないから	23.4
4 ごみ袋などとして使用するから	65.3
5 店で渡されるから	14.5
6 その他	6.7
7 特にない	0.8
無回答	0.4

図2-3-7 レジ袋を受け取る理由



問11で、「毎回受け取る」、「断ることもあるが、受け取ることの方が多い」、「受け取ることと断ることが半々くらい」、「受け取ることもあるが、断ることの方が多い」の方に、レジ袋を受け取る理由を聞いたところ、「ごみ袋などとして使用するから」(65.3%)が6割台半ばで最も高く、「買い物袋（マイバッグ）を忘れてしまうから」(31.5%)が3割強で続いている。(図2-3-7)

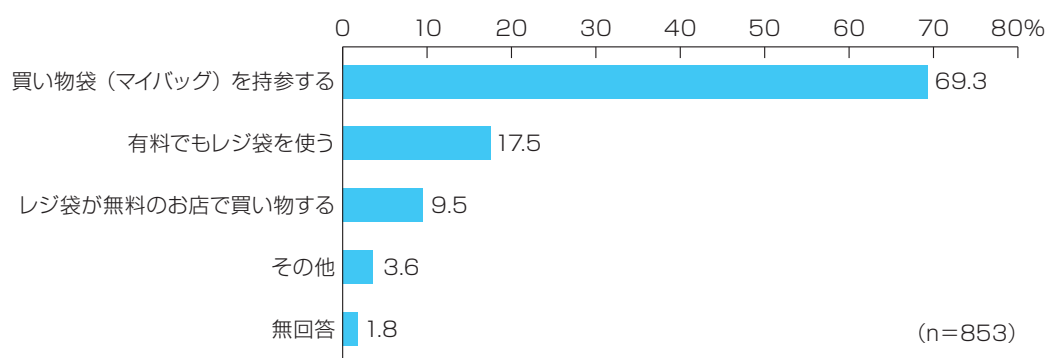
5 レジ袋有料化後の対応

◎「買い物袋（マイバッグ）を持参する」が7割弱

問12 レジ袋削減を目的として、レジ袋を有料化するスーパーなどが出てきています。あなたがよく利用するお店がレジ袋を有料化したらどうしますか。(n=853)

1 買い物袋（マイバッグ）を持参する	69.3%
2 有料でもレジ袋を使う	7.5
3 レジ袋が無料のお店で買い物する	9.5
4 その他	3.6
無回答	1.8

図2-3-8 レジ袋有料化後の対応



レジ袋有料化後の対応について聞いたところ、「買い物袋（マイバッグ）を持参する」（69.3%）が7割弱で最も高く、以下、「有料でもレジ袋を使う」（17.5%）、「レジ袋が無料のお店で買い物する」（9.5%）の順となっている。（図2-3-8）

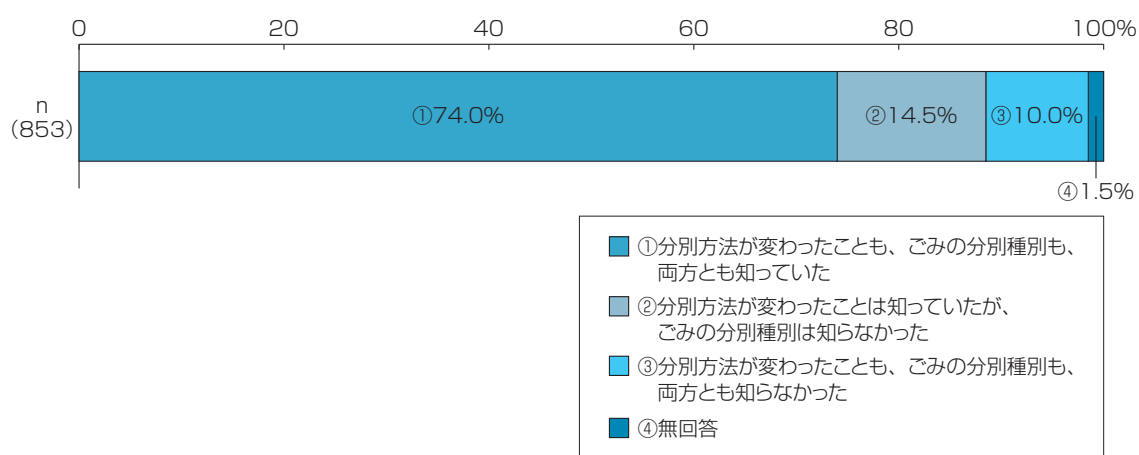
6 分別方法・分別種別の変更の理解度

◎「分別方法が変わったことも、ごみの分別種別も、両方とも知っていた」が7割台半ば近く

問13 新宿区では、平成20年4月から区内全域で容器包装プラスチックは「資源」、その他のプラスチック製品やゴム・皮革は「燃やすごみ」に分別方法が変わりました。
あなたは分別方法が変わったこと、ごみの分別種別を知っていましたか。(n = 853)

- | | |
|---|-------|
| 1 分別方法が変わったことも、ごみの分別種別も、両方とも知っていた | 74.0% |
| 2 分別方法が変わったことは知っていたが、
ごみの分別種別は知らなかった | 14.5% |
| 3 分別方法が変わったことも、ごみの分別種別も、両方とも知らなかった | 10.0% |
| 無回答 | 1.5% |

図2-3-10 分別方法・分別種別の変更の理解度



分別方法・分別種別の変更を知っているか聞いたところ、「分別方法が変わったことも、ごみの分別種別も、両方とも知っていた」(74.0%)が7割台半ば近くで最も高く、以下、「分別方法が変わったことは知っていたが、ごみの分別種別は知らなかった」(14.5%)、「分別方法が変わったことも、ごみの分別種別も、両方とも知らなかった」(10.0%)の順となっている。(図2-3-10)

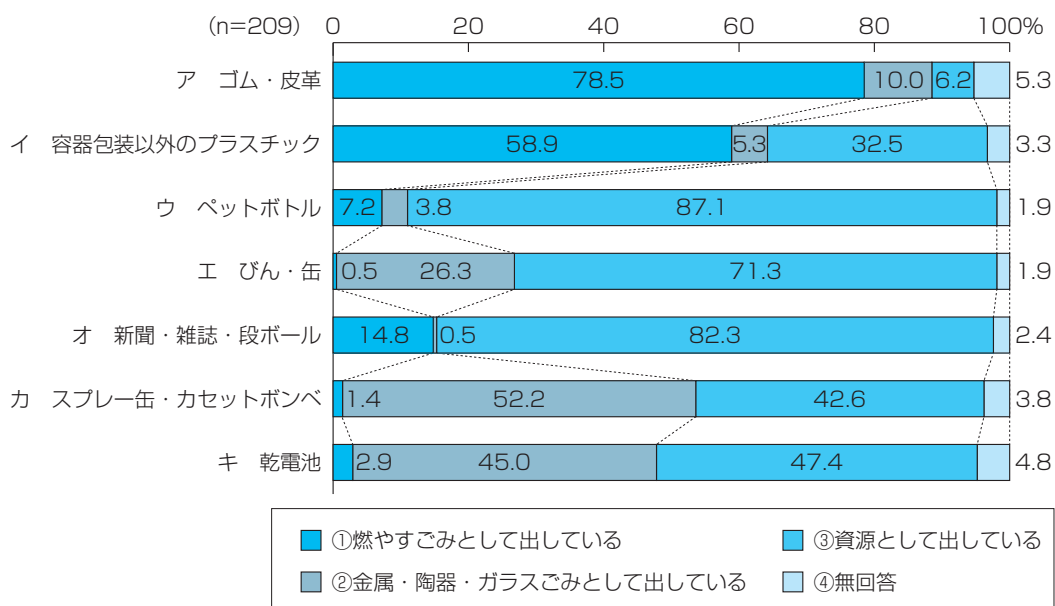
7 ごみ・資源の出し方

◎『ペットボトル』の「資源として出している」が8割台半ばを超える

問13-1 問13で【2分別方法が変わったことは知っていたが、ごみの分別種別は知らなかった】または、【3分別種類が変わったことも、ごみの分別種別も、両方とも知らなかった】の方ごみ・資源の出し方はどのようにしていますか。(n=209)

	燃やすごみとして出している	金属・陶器・ガラスごみとして出している	資源として出している	無回答
ア ゴム・皮革	78.5%	10.0%	6.2%	5.3%
イ 容器包装以外のプラスチック	58.9	5.3	32.5	3.3
ウ ペットボトル	7.2	3.8	87.1	1.9
エ びん・缶	0.5	26.3	71.3	1.9
オ 新聞・雑誌・段ボール	14.8	0.5	82.3	2.4
カ スプレー缶・カセットボンベ	1.4	52.2	42.6	3.8
キ 乾電池	2.9	45.0	47.4	4.8

図2-3-12 ごみ・資源の出し方



問13で「分別方法が変わったことは知っていたが、ごみの分別種別は知らなかった」または、「分別種類が変わったことも、ごみの分別種別も、両方とも知らなかった」の方に、ごみ・資源の出し方を聞いたところ、項目別で「燃やすごみとして出している」が最も高かったのは、『ゴム・皮革』（78.5%）で8割近くとなっている。

「金属・ガラスごみとして出している」が最も高かったのは、『スプレー缶・カセットボンベ』（52.2%）で5割強となっている。

「資源として出している」が最も高かったのは、『ペットボトル』（87.1%）8割台半ばを超える。（図2-3-12）

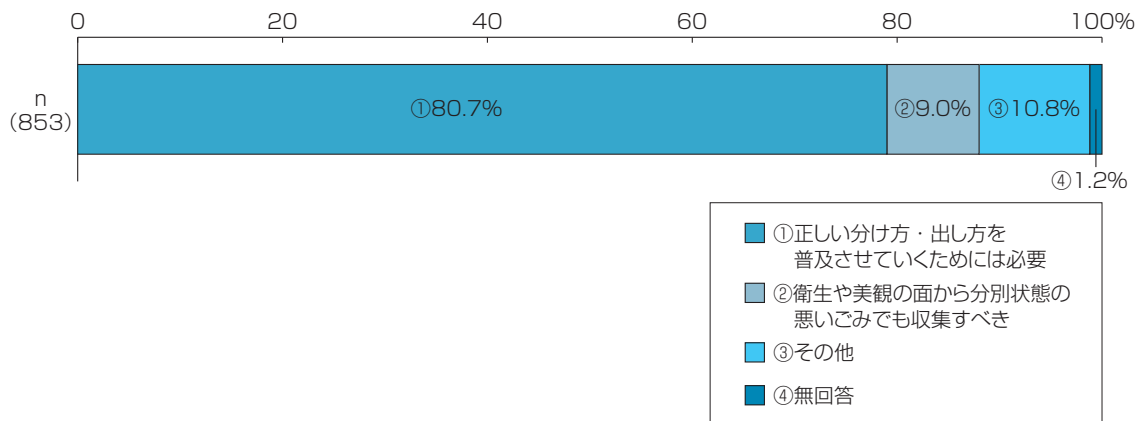
8 分別状況の悪いごみの収集

◎「正しい分け方・出し方を普及させていくためには必要」が約8割

問14 ごみと資源の正しい分け方・出し方をより理解していただくため、分別状況の悪い集積所では、警告シールを貼り収集をしないようにしていますが、あなたは、これについてどう思われますか。(n=853)

1 正しい分け方・出し方を普及させていくためには必要	80.7%
2 衛生や美観の面から分別状態の悪いごみでも収集すべき	9.0%
3 その他	10.8%
無回答	1.2%

図2-3-13 分別状況の悪いごみの収集



分別状況の悪いごみの収集について聞いたところ、「正しい分け方・出し方を普及させていくためには必要」(80.7%)が約8割で最も高くなっている。

一方「衛生や美観の面から分別状態の悪いごみでも収集すべき」(9.0%)は1割弱となっている。(図2-3-13)

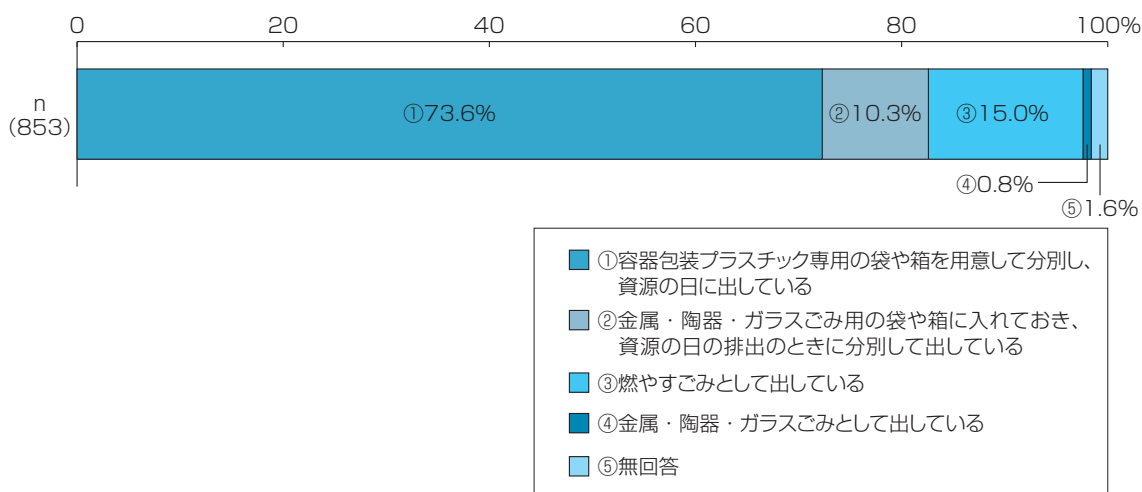
9 容器包装プラスチックの分別・排出

◎「容器包装プラスチック専用の袋や箱を用意して分別し、資源の日に出している」が7割台半ば近く

問15 新しく資源となった容器包装プラスチックをご家庭ではどのように分別・排出していますか。(n=853)

1 容器包装プラスチック専用の袋や箱を用意して分別し、資源の日に出している	73.6%
2 金属・陶器・ガラスごみ用の袋や箱に入れておき、資源の日の排出のときに分別して出している	10.3
3 燃やすごみとして出している	15.0
4 金属・陶器・ガラスごみとして出している	0.8
無回答	1.6

図2-3-14 容器包装プラスチックの分別・排出



容器包装プラスチックの分別・排出について聞いたところ、「容器包装プラスチック専用の袋や箱を用意して分別し、資源の日に出している」(73.6%)が7割台半ば近くで最も高く、以下、「燃やすごみとして出している」(15.0%)、「金属・陶器・ガラスごみ用の袋や箱に入れておき、資源の日の排出のときに分別して出している」(10.3%)、「金属・陶器・ガラスごみとして出している」(0.8%)の順となっている。

「容器包装プラスチック専用の袋や箱を用意して分別し、資源の日に出している」と「金属・陶器・ガラスごみ用の袋や箱に入れておき、資源の日の排出のときに分別して出している」を合わせた《資源の日に出している》(83.9%)は8割台半ば近くとなっている。(図2-3-14)

10 容器包装プラスチックを燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみとして出す理由

◎ 「食品包装・容器などの汚れを取ることが大変だから」が3割台半ば

問15-1

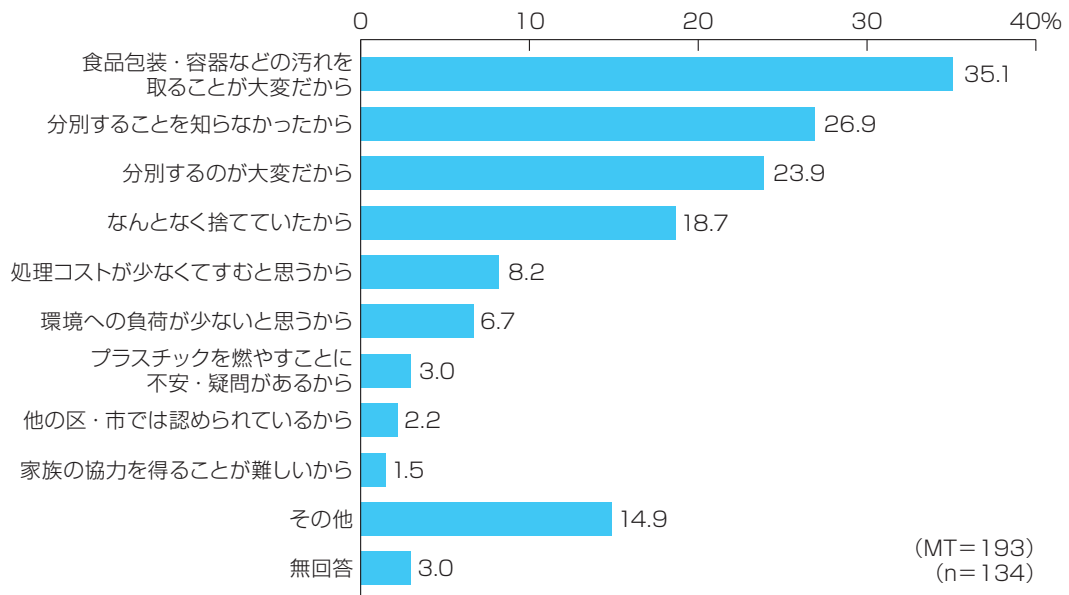
問15で、【3燃やすごみとして出している】または、【4金属・陶器・ガラスごみとして出している】の方

燃やすごみ、または金属・陶器・ガラスごみとして出す主な理由は何ですか。

(複数回答可)(n = 134)

1 分別するのが大変だから	23.9%
2 食品包装・容器などの汚れを取ることが大変だから	35.1
3 プラスチックを燃やすことに不安・疑問があるから	3.0
4 家族の協力を得ることが難しいから	1.5
5 他の区・市では認められているから	2.2
6 環境への負荷が少ないと思うから	6.7
7 処理コストが少なくてすむと思うから	8.2
8 分別することを知らなかったから	26.9
9 なんとなく捨てていたから	18.7
10 その他	14.9
無回答	3.0

図2-3-6 容器包装でプラスチックを燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみとして出す理由



問15で、「燃やすごみとして出している」または、「金属・陶器・ガラスごみとして出している」と答えた方に、燃やすごみ、または金属・陶器・ガラスごみとして出す主な理由を聞いたところ、「食品包装・容器などの汚れを取ることが大変だから」(35.1%)が3割台半ばで最も高く、「分別することを知らなかったから」(26.9%)、「分別するのが大変だから」(23.9%)と続いている。(図2-3-16)

策定までの経緯

開催日	新宿区リサイクル 清掃審議会	区からの提案事項	審議会からのご意見
平成 24 年 3 月 12 日	平成 23 年度 第 1 回	改定案を作成し、審議会に示し、意見をいただいていく。	改定案を作成するにあたっては、 ・ごみ処理にかかる費用などの分担も含めて、数値を出す必要がある。 ・家庭ごみ組成調査の結果を踏まえた見直しが必要である。
平成 24 年 7 月 27 日	平成 24 年度 第 1 回	第Ⅶ期（H24.7～）新宿区リサイクル清掃審議会委員に、改定について説明。チャレンジ目標と基本的な考え方を踏襲していく方針を示す。あわせて、平成 23 年度家庭ごみ組成調査の結果を提示。	・実現は難しいかもしれないが、目標を出さなければ、どうやって努力しているのかが明確にならない。新宿区はそれを明示的に出していて、高く評価できる。 ・リデュース、リユースに力を入れるべきである。 ・具体的な取り組みについて、区から提案して欲しい。
平成 24 年 12 月 13 日	平成 24 年度 第 3 回	改定案を示し、意見をいただいた。	・一人当たりのごみ処理にかかる経費を掲載。 ・リターナブルびんの対策について掲載。 ・ごみの有料化の検討について掲載。 ・資源集団回収についての課題を掲載。 ・個々のメニュー（生ごみ・紙・プラスチック等）に絞って、目標をチャレンジ達成するための具体的な取り組みを掲載。
平成 25 年 1 月 31 日	平成 24 年度 第 4 回	改定案を報告。	適当であるとの意見を得た。

リサイクル清掃審議会関係規程

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（抜粋）

（審議会の設置）

第七条 リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区リサイクル清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議するほか、区長に対して意見を述べることができる。

- 一 リサイクル及び一般廃棄物の処理の基本的方針に関すること。
- 二 その他リサイクル及び一般廃棄物の処理に係る重要な事項に関すること。

（審議会の組織）

第八条 審議会は、二十二人以上の委員で構成する。

2 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、学識経験を有する者、区民、区内関係団体の構成員、区内事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則（抜粋）

（審議会の組織）

第四条 条例第七条第一項に規定する新宿区リサイクル清掃審議会（以下「審議会」という。）は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 学識経験者 三人以内
- 二 区民代表、区内関係団体の構成員及び区内事業者 十八人以上
- 三 区職員 一人

（会長及び副会長）

第五条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ意見を聴くことができる。

（小委員会）

第七条 審議会の協議事項について、基礎的な調査検討を行うため、審議会に小委員会を置くことができる。

（庶務）

第八条 審議会の庶務は、環境清掃部生活環境課において処理する。

新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿

No	氏名	現職・団体名等
1	会長 安田八十五	関東学院大学経済学部教授、工学博士
2	副会長 小野田弘士	早稲田大学環境総合研究センター准教授、工学博士
3	崎田 裕子	環境カウンセラー、ジャーナリスト、環境省「中央環境審議会」委員、経済産業省「総合資源エネルギー調査会」委員
4	大室 新吉	新宿区商店会連合会 会長
5	佐藤 一郎	東京都資源回収事業協同組合新宿支部
6	藤井 練和	東京廃棄物事業協同組合常任理事
7	小野寺慶二	新宿スーパー・コンビニエンス協議会
8	安井潤一郎	新宿区生鮮三品特販組合
9	福田 泰也	東京商工会議所新宿支部
10	松永 健	新宿区町会連合会
11	友永 陸子	新宿区消費者団体連絡会
12	船山 和子	新宿区婦人団体協議会
13	吉川ゆり子	四谷清掃協力会
14	松永多恵子	牛込清掃協力会
15	山本 恭子	新宿西清掃協力会
16	荻野 善昭	新宿区エコライフ推進員協議会
17	大塚 庸夫	
18	長野 照男	
19	山下 武男	
20	渡辺 翠	
21	大竹 壽代	
22	区 伊藤 憲夫	環境清掃部長

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあつて、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人々が、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成六年六月五日

新宿区



新宿区一般廃棄物処理基本計画

《平成 25 年度改定版》

印刷物作成番号
2012-8-3915

発行年月 平成 25 年 3 月

編集・発行 新宿区環境清掃部生活環境課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

電話：5273-3318 Fax：5273-4070

※ 古紙が含まれる再生紙を使用しています。